



松浦市文化財 保存活用地域計画

令和6年7月
松浦市

松浦市文化財保存活用地域計画

令和6年7月

松 浦 市



令和3～5年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)

目次

はじめに.....	1
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の対象.....	2
3. 上位関連計画の概要.....	3
4. 文化財保存活用地域計画の位置づけと役割.....	6
5. 計画期間と計画の見直し.....	7
6. 計画の構成.....	8
7. 文化財の保存・活用の主体.....	8

文化財マスタープラン

第1章 松浦市の概要.....	11
1. 地理的・自然環境.....	11
2. 社会状況.....	21
3. 歴史的背景.....	38
第2章 松浦市の文化財の概要.....	46
1. 文化財調査の概要.....	46
2. 指定・登録文化財の概要.....	50
3. 文化財の概要.....	53
第3章 松浦市の歴史文化の特徴.....	57
第4章 松浦市の目指す方向.....	63
1. 目指す方向.....	63
2. 基本目標.....	64

文化財アクションプラン

第1章 基本的な考え方.....	68
第2章 文化財の保存・活用の課題と方針.....	69
1. 調査研究.....	69
2. 保存修復.....	70
3. 継承支援.....	71
4. 防災・防犯.....	72
5. 公開發信.....	73
6. 学校教育・生涯学習.....	74
7. 観光振興.....	75
8. 地域まちづくり.....	76

第3章 文化財の保存・活用の措置	77
1. 調査研究	78
2. 保存修復	79
3. 継承支援	80
4. 防災・防犯	81
5. 公開発信	82
6. 学校教育・生涯学習	83
7. 観光振興	84
8. 地域まちづくり	85

第4章 文化財の保存・活用を推進する体制	86
1. (仮称) 松浦市文化財保存活用地域計画推進協議会	86
2. 松浦市文化財保護審議会	86
3. 庁内体制 (松浦市)	87
4. 民間との連携	88
5. 専門家との連携	89
6. 国・県等との連携	89

資料

【体制】	91
【市民が大切にしたいと思う文化財調査の概要】	93
【自治会における伝統的な活動に関する調査の概要】	95
【市内の指定・登録文化財一覧】	97
【文化財に関する既往の把握調査一覧】	98
【引用・参考文献 (歴史的背景)】	100

はじめに

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

文化財保護法の一部を改正する法律が平成30(2018)年6月1日に国会で成立、平成31(2019)年4月1日に改正法が施行されました。改正の趣旨は「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であり、このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る」ことでした。その実現に向けて、文化財保護法(第183条の3)に位置付けられた一つが「文化財保存活用地域計画(以下、地域計画)」です。

改正の趣旨にあった過疎化や少子高齢化の問題は、松浦市(以下、本市)も例外ではありません。本市でも過疎化や少子高齢化の進行が、有形・無形を問わず、文化財の継承において大きな問題となりつつあります。

他方、文化財や地域の歴史文化に対する関心は、教育・学習分野だけでなく、観光、地域活性化といった様々な分野から注目を集めるようになっていきます。デジタル技術を活用した新たな取組も模索されています。市内の文化財や歴史を地域活性化に活かそうと、民間団体により新たな組織が発足するなど、民間においても歴史文化を活用しようとする動きが生まれています。

松浦市の現状を踏まえ、時代のニーズを見極め、新たな技術を取り入れつつ、より多くの文化財を守り、活かし、次世代に伝えていく地域計画の作成が求められています。

(2) 目的

本市は、平成31(2019)年に「松浦市総合計画(計画期間:2020年～2029年)」を策定し、基本理念「育つ・つながる・根をおろす」と将来像の一つに「誇れるまち」を掲げ、自然を大切に守りつつ、その中で育まれてきた歴史等をふるさとの宝として市民とともに輝かせ、次世代に継承していくことを明記しています。

地域計画は、この「誇れるまち」の実現に向けて、「ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代につなぐこと」を目指すものです。そのためには、官民の協働が不可欠です。

本市は、官民協働により、豊かな自然の中で育まれてきた歴史文化に沿って多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくことを目的とし、文化財保護法第183条の3に基づく地域計画を作成します。

2.計画の対象

計画の対象には、指定・登録文化財だけでなく、市内各地の歴史文化を語る上で欠かせない未指定・未登録の文化財も含まれます。

本市では、文化庁が示す文化財の体系図に基づく6類型に明確に分類できない文化財も含め、「ばしょ」や「いとなみ」、そして「もの」といった観点から把握し、計画の対象とします。

計画の対象範囲は、市全域です。

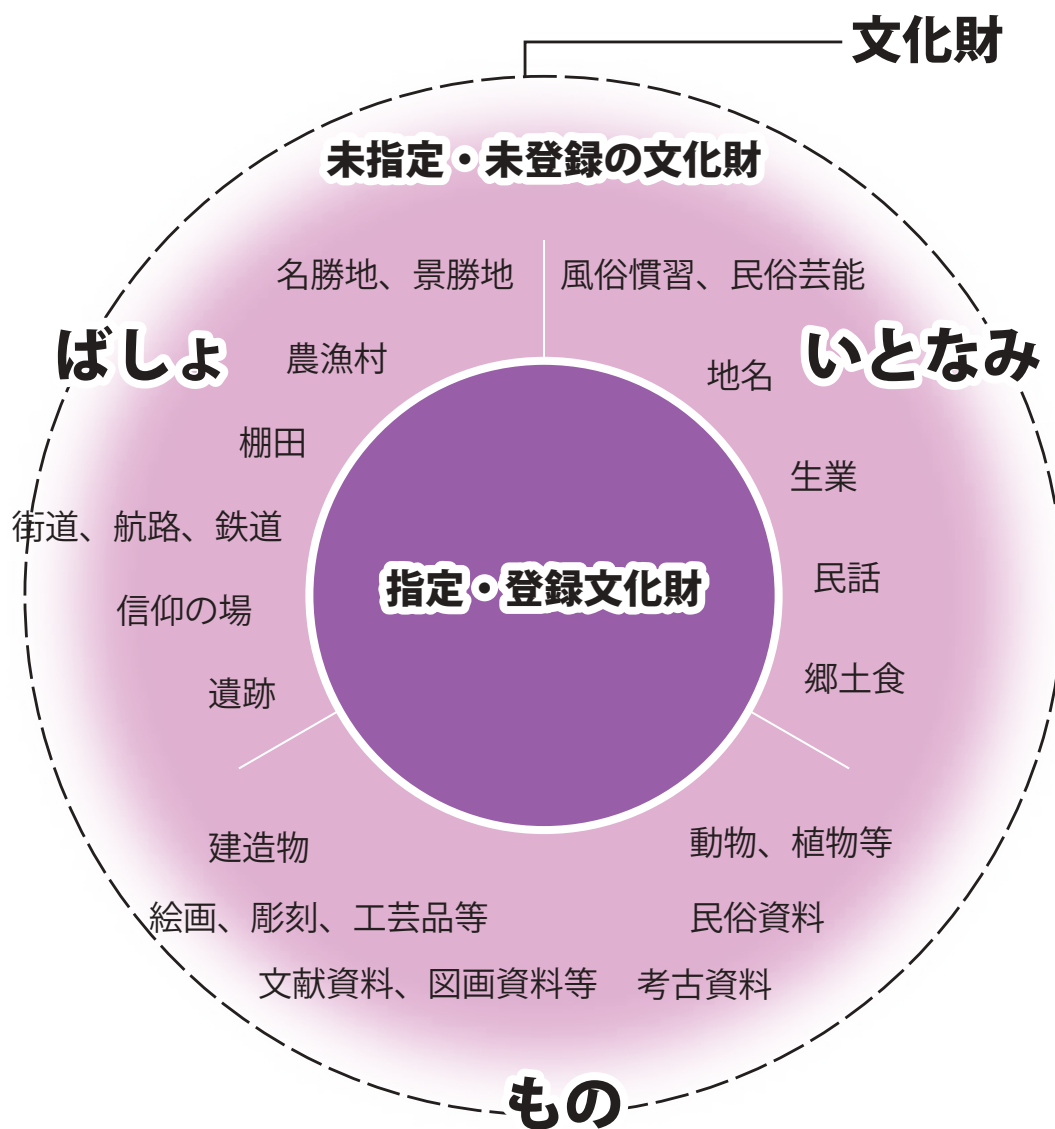


図 計画の対象とする文化財

3.上位関連計画の概要

本市の文化財の保存・活用の推進にあたり、文化財の保存・活用に関連し、整合、連携が求められる上位関連計画を以下に紹介します。

(1) 上位計画

1) 松浦市総合計画（平成 31（2019）年策定／計画期間令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度）

本市の最上位の計画です。基本理念は「育つ・つながる・根をおろす」としています。

将来像の一つに「誇れるまち」を掲げ、方向性として「ふるさとの宝を磨き、輝かせ、次世代へつなぐこと」や「感じたい、訪れたいと思えること」を目指し、実施計画において、「グローバルな活躍をした松浦水軍の伝統や誇りを未来に伝えます」、「ふるさとに伝わる伝統芸能を大切にします」、「世界に注目される水中遺跡を守り伝えます」といった文化財の保存・活用に関わる方針を位置づけています。また、「食」をテーマとしたグルメと交流のまちを目指します、「魅力ある体験メニューを充実させます」、「住んでいる人も訪れる人も楽しむことができるイベントを開催します」といった方針も位置づけており、文化財の活用による推進が期待されます。

また、将来像の一つ「学び育てるまち」では、方向性として「地域や世代を超えて、皆が学べる環境」を目指し、実施計画において、「将来の歴史的資産を活かしたまちづくりの取り組みを、市民の方々と共に行います」といった方針を位置づけています。

その他の将来像としては、「仕事をつくるまち」、「未来へ続くまち」、「安心・幸せのまち」、「皆でチャレンジするまち」を掲げており、将来像の実現に向けて、文化財の保存・活用の推進が一端を担っています。

2) 松浦市国土強靱化地域計画（令和 2（2020）年策定）

国土強靱化基本法に基づき、本市が直面する大規模災害のリスク等を踏まえ、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

住宅・都市、環境分野の施策として、文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するための耐震対策の推進を所有者に対し働きかけていくこととしています。

3) 第 2 期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 3（2021）年改訂／計画期間令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

「住みたい・住み続けたいまち 松浦」の実現に向けた先導的役割を担う計画です。

基本目標は「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」を掲げています。

「しごとの創生」を達成するための柱の一つに、歴史、景観、体験、食といった地域の宝を活かすことによる交流人口の拡大を設定しています。

令和 6（2024）年度に年間交流人口数を 890,000 人とすることを目標に、具体的な施策・事業の一つとして、「鷹島海底遺跡を観光コンテンツとしての活用」や「研究者の来訪に資するため、鷹島海底遺跡の調査・研究成果の収集・公開システムの整備」などを位置づけています。

(2) 関連計画

1) 第2期松浦市教育振興基本計画(令和2(2020)年策定/計画期間令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)

教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関して、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした計画です。

教育目標の一つに「文化財の保護と豊かな伝統文化の振興」を掲げています。

課題として、ふるさと教育を充実させ、ふるさと松浦を主体的に支える人材を育成することを上げています。

また、文化財の保護と伝統文化の継承については、市内各地のさまざまな文化財を地域の力で守り、次世代に伝えていくために、情報発信していくことを課題としています。

基本目標の一つに「文化財の保護と文化芸術活動の推進」を掲げており、「文化財の保存と活用」、「文化財の情報発信」、「伝統文化の保存と継承」、「文化芸術活動の推進」を施策に位置づけ、各施策の主な取組や成果指標を設定しています。

2) 松浦市景観計画(平成28(2016)年策定)

基本方針の一つとして「松浦らしい景観を守ります」を掲げており、その中で「松浦の自然や地形が形づくった景観」、「昔ながらの農漁村の佇まいを受け継ぐ景観」、「時の積み重ねが形づくった歴史文化の薫る景観」を大切に守ることとしています。

その他、基本方針としては「松浦らしい景観を活かすための取り組みを進めます」、「松浦の景観の守り手、活かし手を支援し育てます」を掲げています。

なお、景観計画区域は市全域ですが、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の対象となる区域は福島、鷹島となっています。

3) 松浦市都市計画マスタープラン(平成20(2008)年策定)

将来像の一つに「自然と人のぬくもりに囲まれた住みよいまちづくり」を掲げており、まちづくりの視点の一つとして「歴史的資源を活かしたまちづくり」を設定しています。

また、将来の都市構造の骨格となるエリアの一つである「歴史文化エリア」を星鹿城山や松浦党梶谷城跡に設定しています。

歴史、文化、観光の拠点づくりを進めるため、歴史文化資源の活用を公園・緑地等の整備方針に掲げています。

4) 松浦市地域防災計画(令和2(2020)年策定)

災害対策基本法に基づき、本市の総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とした計画です。

文教対策計画のなかで、文化財の被害状況を速やかに把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実状に応じた復旧対策を樹立しておくことを記載しています。

5) 松浦市産業振興ビジョン(令和2(2020)年策定/計画期間令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)

令和の時代の新しいニーズに対応するための商工業を中心とした体制、目指すべき方向性を共有することを目的とした計画です。

将来像として「挑戦する人と共にイノベーションを起こし、多彩な産業が生まれ育つまち」を掲げています。

重点プロジェクトの一つには「まつうらの地域資源を生かした産業とまちの活性化」を位置づけています。

6) 松浦市産業振興促進計画（令和2（2020）年策定／計画期間令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

定住人口を維持、確保し、活力ある地域を作り、半島地域の自立的発展を実現することを目的とし、半島振興法に基づき作成した計画です。

地域資源を活かした産業振興・より充実した企業誘致に取り組み、雇用機会の拡大・市民所得の向上を目指すこととしています。

7) 松浦農業振興地域整備計画書（令和2（2020）年策定）

長崎県知事による農業振興地域の指定を踏まえ、おおむね10年を見通して、市内の農業振興を図るために必要な事項を定めた計画です。同計画の特別な用途区分の構想には、平成11(1999)年に日本棚田百選に認定された「土谷棚田」のすばらしい景観を活かし、観光客を誘致するとともに、おいしい棚田米や産地直販で野菜等の提供を行うなど、魅力ある農業を推進し、若者にとっても将来に向けて自立できる経営体の育成に努めることを明記しています。

8) 松浦市過疎地域持続的発展計画（令和3(2021)年策定／計画期間令和3(2021)年度～令和5(2025)年度）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域(全域)の持続的発展に向けた取組を定めた計画です。

計画には、「地域文化の振興等」において、本市において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランとすべく文化財保存活用地域計画の策定を目指すことを記載しています。また、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度の事業計画には、指定文化財啓発事業、水中考古学研究センター事業、登録有形文化財活用検討事業、蒙古襲来の歴史を活かした交流人口推進事業、地域文化財総合活用推進事業等が位置づけられています。

(3) 長崎県文化財保存活用大綱(令和3（2021）年策定)

文化財保護法に基づき、長崎県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示したもので、市町への支援の方針等が定められています。

基本理念として「文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。」ことを掲げています。

目指すべき姿として「魅力ある文化財があふれる長崎県」、「地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県」、「文化財で地域がかがやく長崎県」、「身近に文化財を感じることができる長崎県」と定め、実現に向けた措置として、調査研究、指定等、保存継承、活用、情報発信の各種取組が示されています。

重点的に取り組む事業の一つに「水中文化遺産調査研究」も位置づけられています。

市町への支援方針としては、情報共有、技術的な助言、財政支援、専門人材の育成のための研修、地域計画の作成支援を行っていくこととしています。

4.文化財保存活用地域計画の位置づけと役割

地域計画は、松浦市総合計画、松浦市国土強靱化地域計画及び第2期松浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に即して、文化財の保存・活用の推進に関する根幹に位置づけられる計画です。

地域計画は、本市の文化財の保存・活用を推進するにあたって、本市の歴史文化の特徴を整理し、その継承に向けて、文化財の保存・活用の目指す方向や直近の計画的に取り組むべき具体的な措置を定めて実行を促していく役割を担います。

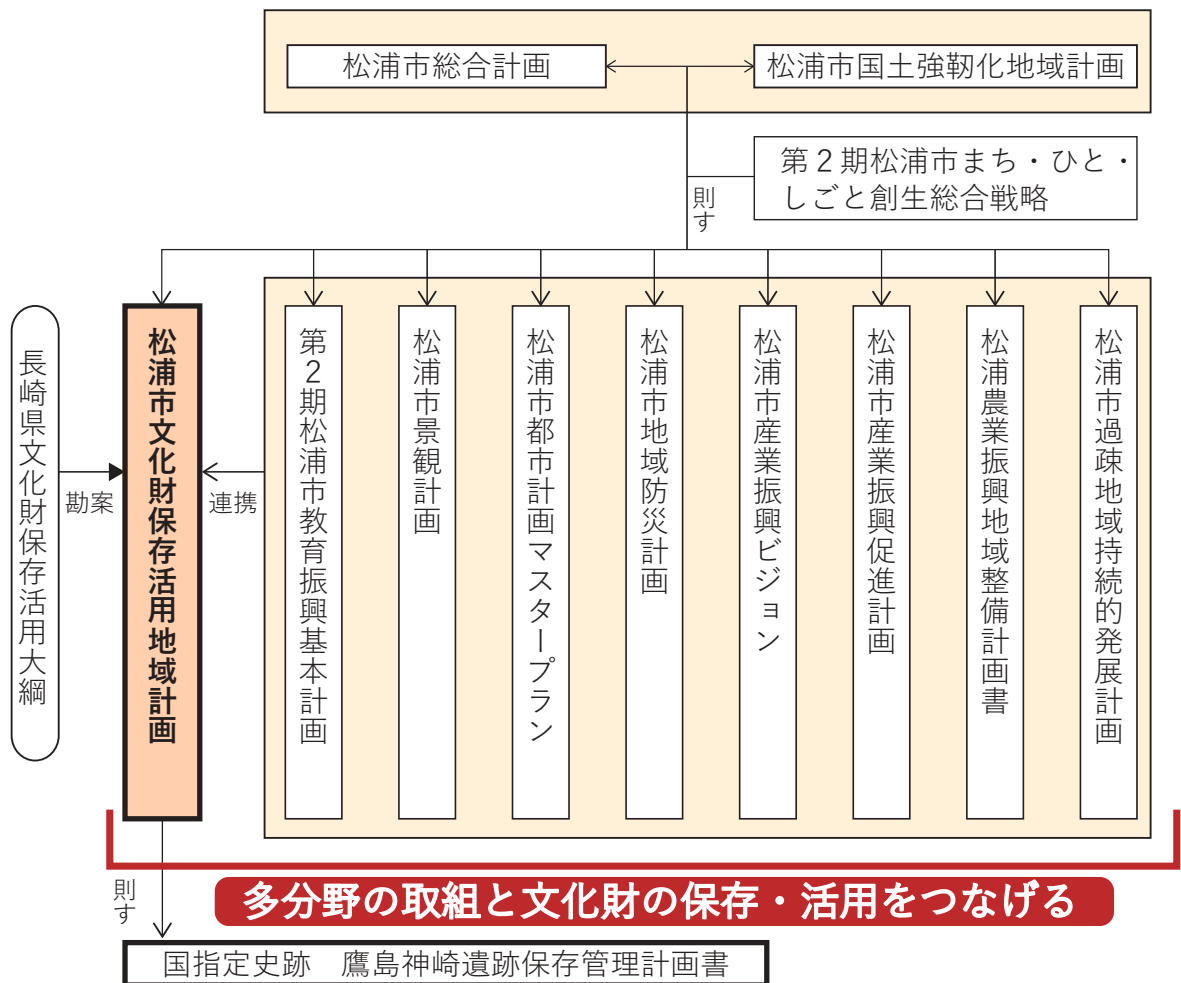


図 上位関連計画と地域計画との関係（位置づけ）

5.計画期間と計画の見直し

計画期間は、令和6(2024)年度～令和15(2033)年度までの10年間とします。

計画内容は、『松浦市総合計画』等の改定も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第183条の4および重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令(平成31(2019)年文部科学省令第5号)第55条に基づき、軽微な変更は県及び文化庁に報告します。軽微な変更以外は、文化庁長官に変更の認定申請を行います。

計画 \ 年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
松浦市総合計画 2020-2029	10年間													
松浦市文化財保存活用 地域計画					10年間									

図 計画期間

<認定を受けた地域計画の変更, 進捗管理・自己評価, 認定の取消し等>

(「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針」抜粋)

- 認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。
 - ・ 計画期間の変更
 - ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
 - ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更
- 認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらためて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。
- 地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。
- 認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

6.計画の構成

本計画は、文化財マスタープラン編とアクションプラン編で構成します。

文化財マスタープランでは、本市の概要や文化財の概要を踏まえ、歴史文化の特徴を明らかにし、文化財の保存・活用の目指す方向を設定します。

- 松浦市の概要
- 松浦市の文化財の概要
- 松浦市の歴史文化の特徴
- 松浦市の目指す方向

文化財アクションプランでは、文化財マスタープランを踏まえつつ、文化財の保存・活用の課題・方針、および文化財の保存・活用に関する具体的な措置等を設定します。

- 基本的な考え方
- 文化財の保存・活用の課題・方針
- 文化財の保存・活用の措置
- 文化財の保存・活用を推進する体制

図 計画の構成

7.文化財の保存・活用の主体

本計画の推進にあたっては、文化財の所有者・保存団体あるいは生活の中に文化財が息づいている地域住民等の民間と、市民生活を豊かにする役割を持つ行政との相互理解と協力が不可欠です。

また、官民協働のもと、多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくためには、専門家からの助言・協力等も欠かせません。

本市は、民間、専門家との相互理解・協力を深め、文化財の保存・活用を推進していくことを目指し、官民協働による文化財の保存・活用に関わる主な主体を民間、専門家、行政に分け、以下に整理します。

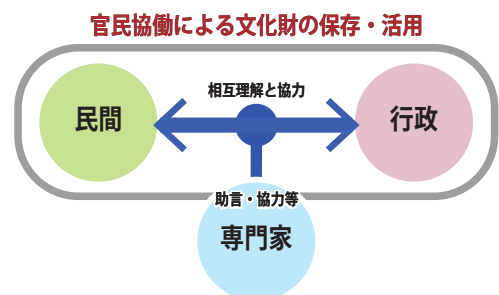


図 文化財の保存・活用の主体の関係

民間	○所有者 ○保存団体 ○市民 ○市民団体 ○自治会 ○まちづくり運営協議会 ○商工・観光団体 ○企業 等
専門家	○大学、研究機関 等
行政	○市 文化財課 ○市 関係課 ○長崎県 ○文化庁 ○関係自治体 等

図 文化財の保存・活用の主体

文化財マスタープラン

第1章 松浦市の概要

1.地理的・自然環境

(1)位置

本市は、北部九州、北松浦半島の北端部に位置し、北は玄界灘と伊万里湾に面しています。広域に見ると、海を挟んで朝鮮半島や中国大陸に近い場所にあります。

市域は、面積130.55km²であり、大きく北松浦半島側（以下、本土と言います。）、福島、鷹島に分けられ、南は佐世保市、西に平戸市、東は佐賀県伊万里市、唐津市に接しています。なお、本土と福島は北松浦半島地域、鷹島は東松浦半島地域に分けられます。

なお、北部九州一帯は原始・古代から大陸文化渡来の地となったところです。市内にもそうした歴史文化を物語る文化財が数多く残されています。



図 九州における松浦市の位置

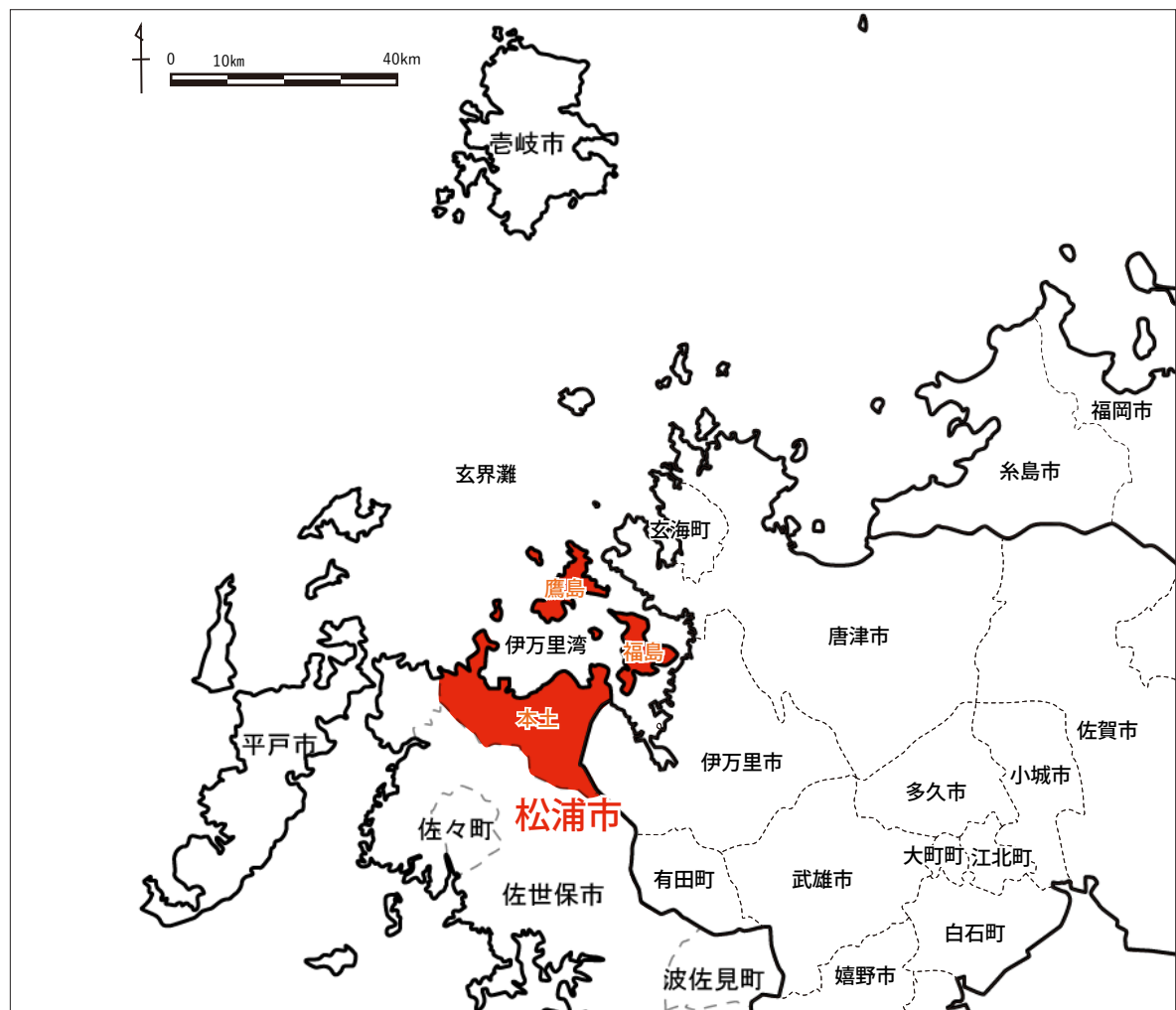


図 北部九州における松浦市の位置

(2)地質

本市が位置する北松浦半島一帯は、新第三紀(地質時代の一つで、2,303万年前から258万年前までの時代)の水成岩(佐世保層群)が堆積したところに、新第三紀後半に始まった火成活動により流動性の高い溶岩が貫入し、広大な溶岩台地が形成されたところです。

その後、第四紀(地質時代の一つで、258万8,000年前から現在)に入り、河川等の浸食により溶岩台地が徐々に後退、溶岩台地の周辺は急な傾斜地が形成され、堆積岩の露出箇所は緩やかな傾斜地となっています。さらに最終氷期(およそ7万年前に始まって1万年前に終了した一番新しい氷期)以降の海面変動により玄界灘から海水が入り込み、現在の伊万里湾や島々が形成されました。

現在、堆積岩は、川沿いや海岸沿いなどで見ることができます。露出箇所には地殻変動による断層や褶曲した砂岩等の地層を観察できる場所も存在します。佐世保層群中には石炭を含む層も存在します。また、1,800万年前とされる野島層群と呼ばれる地層からは大型哺乳類等の化石や足跡も見つかっています。

玄武岩を主とした火成岩は広範囲に見られ、標高100～200mの丘陵性の台地が形成されています。これら玄武岩は北松浦玄武岩類と呼ばれ、下層の佐世保層群などと不整合で接しているため、本市を含む北松浦地域は地すべり多発地帯となっています。

星鹿半島の牟田免付近では、火山岩の一種である黒曜石が散在しています。

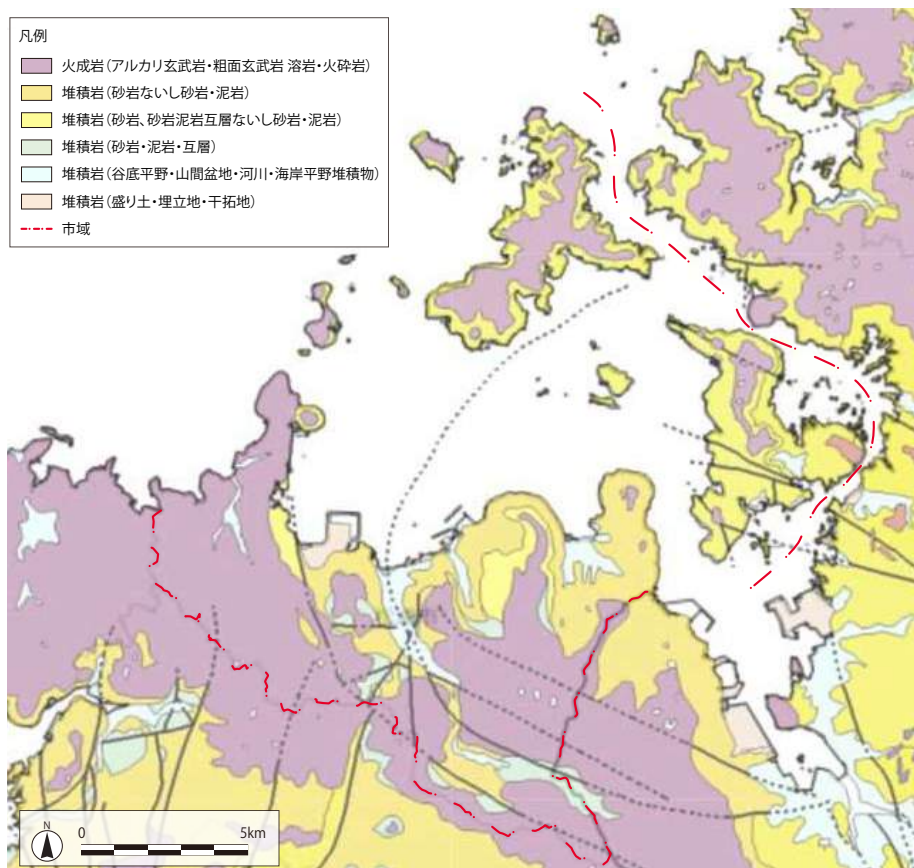
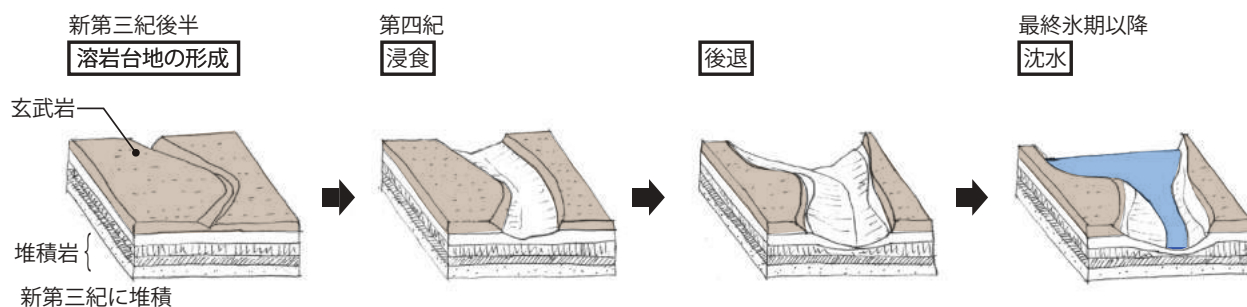


図 地質

(3) 地形

本市は、伊万里湾、湾内に浮かぶ島々、入り組んだリアス海岸をはじめ多様な地形が形成されており、市内各地には風光明媚な場所が数多く存在します。

1) 伊万里湾

伊万里湾は、佐賀県と長崎県の県境に存在する湾です。その範囲は、佐賀県唐津市宮崎鼻と長崎県松浦市鷹島小浦埼を結ぶ線(日比水道)、同島女瀬埼と松浦市青島東端を結ぶ線(青島水道)、同島南西端と星鹿半島津崎鼻を結ぶ線(津崎水道)及び陸岸により囲まれた海域が指定されています。湾内最大水深は56m、湾口幅は4.2kmです。平均水深は約23mと浅く、湾内の水深はほぼ50m以浅であり、湾口部で最も深くなっています。

伊万里湾と外界の海とは、3箇所の湾口部のみで接続し、環境省が定めた閉鎖性海域81箇所の一つにもなっています。

伊万里湾に入るには、3箇所の湾口部にある日比水道、青島水道、津崎水道のいずれかを通航することになります。青島水道と津崎水道が主水道であり、夜間も容易に出入航できます。日比水道は水道中央に水深2.2mと5mの陰礁、水道南口に水深1.3mと5mの陰礁があるので、大型船は通航できません。

湾内は、北及び北西方向からの風を避けるには最適な場所となっています。台風の接近時には、多くの外国船を含む船舶が一時避難できる良好な海域となっています。

湾奥には伊万里港があり、天然の良港です。湾内ではハマチ、トラフグ等の養殖も行われています。

2) 島

本市には伊万里湾内をはじめ多くの島々が存在します。うち有人島は、福島、鷹島、黒島、飛島、青島です。

●福島

福島は、市内で一番大きな島です。明治時代の中期から産炭地として栄えました。昭和47(1972)年の炭鉱閉山後はLPガス基地の誘致に取り組み、昭和58(1983)年に九州液化瓦斯福島基地が稼働しました。また、エネルギー産業だけでなく、農業や漁業も主な産業となっています。昭和42(1967)年に佐賀県伊万里市との間に福島大橋が架橋されています。

●鷹島

鷹島は、市内で二番目に大きな島です。主な産業は農業と漁業ですが、石工業も盛んです。石材として切り出される玄武岩は「阿翁石」と称され、主に北部九州において墓石として用いられています。2度の蒙古襲来と深い関りがあり、海底遺跡として知られる国史跡鷹島神崎遺跡がある島です。平成21(2009)年に佐賀県唐津市との間に鷹島肥前大橋が架橋されています。

●黒島

黒島は、かつて石島と呼ばれるほど有名な玄武岩の産出地でした。現在は、自然環境が保たれ、風光明媚な姿を残しています。

●飛島

飛島は、江戸時代の寛政年間から石炭の採掘が行われた島です。第2次世界大戦後の最盛期には年間10万トンを超える採掘量がありました。炭鉱閉山は昭和44(1969)年で、ピーク時の昭和35(1960)年に2,000人を超えた人口は令和3(2021)年現在50人未満となっています。現在は船びき網漁や採藻を主体とする静かな漁業の島となっています。

●青島

青島は、古くは「南島」と呼ばれていました。現在、島の主な産業は、魚類養殖業や定置網漁を主体とする水産業となっています。

3) リアス海岸

玄武岩が長い時間をかけて浸食され、さらに時を経て、沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス海岸が形成されています。

海岸線は、複雑に入り込むところが多く、先端部が海に突き出た場所に鼻、岬、崎といった地名が数多く見られます。

福島の東側に位置する大小さまざまな島々は、総称としていろは島と呼ばれ、親しまれています。いろは48文字にちなんで、弘法大師(空海)が名付け、青い海とその中に浮かぶ緑の島々の美しさにさすがの弘法大師も筆を投げたと伝えられています。

4) 山

市内の山としては、北松浦半島及び佐世保市の最高峰である国見山(標高776.2m)から連なる山々として、国見岳(495.9m)、石盛山(425m)、高法知岳(411.9m)などが挙げられます。その中には、山頂に城郭が築かれた山、そして伝承が語り継がれる山も存在します。

城郭が築かれた山としては、梶谷城が築かれた今福町の城山や刈萱城が築かれた星鹿町の城山などがあります。

伝承が語り継がれる山としては、鷹島の日本山や不老山があります。日本山は、天智天皇の頃「朝鮮半島白村江の戦い後筑肥の諸島に烽を置かる」とあり、当時、火の元山と言われ、外敵の来寇を知らせるため「のろし」をあげた場所と伝えられています。また、第八代松浦久が今福梶谷城より日本山に移り住み、蒙古襲来の際には第十四代松浦答が奮戦した地との言い伝えもあります。

不老山は、紀元前3世紀、中国の秦の始皇帝の命を受けた徐福が、不老不死の薬を探してこの山に登ったとの伝説があります。

また、城山や不老山等の山頂は、伊万里湾の眺望スポットとしても親しまれています。

5) 河川

南部の山々を水源とする今福川、調川、志佐川、竜尾川、坂瀬川等が北流し、伊万里湾に注いでいます。これらは県が管理する二級河川です。

山に降った雨は、葉や腐葉土に蓄えられ、その過程で栄養分が溶け込み、ゆっくりと川や海へと流れ込むと言われています。これらの河川は伊万里湾の豊かな海を育んでいます。

6) 平地

内陸部の多くが溶岩台地の丘陵地で平地は少ない地形ですが、志佐川や今福川などの河川に沿った狭小な平坦部には田畑や集落が形成されています。

海岸部には干拓地も存在します。今福町には、江戸時代、水田の干拓に身を捧げた「丹後の人柱」の物語とともに、人柱観音堂や人柱観音祭といった形で受け継がれています。

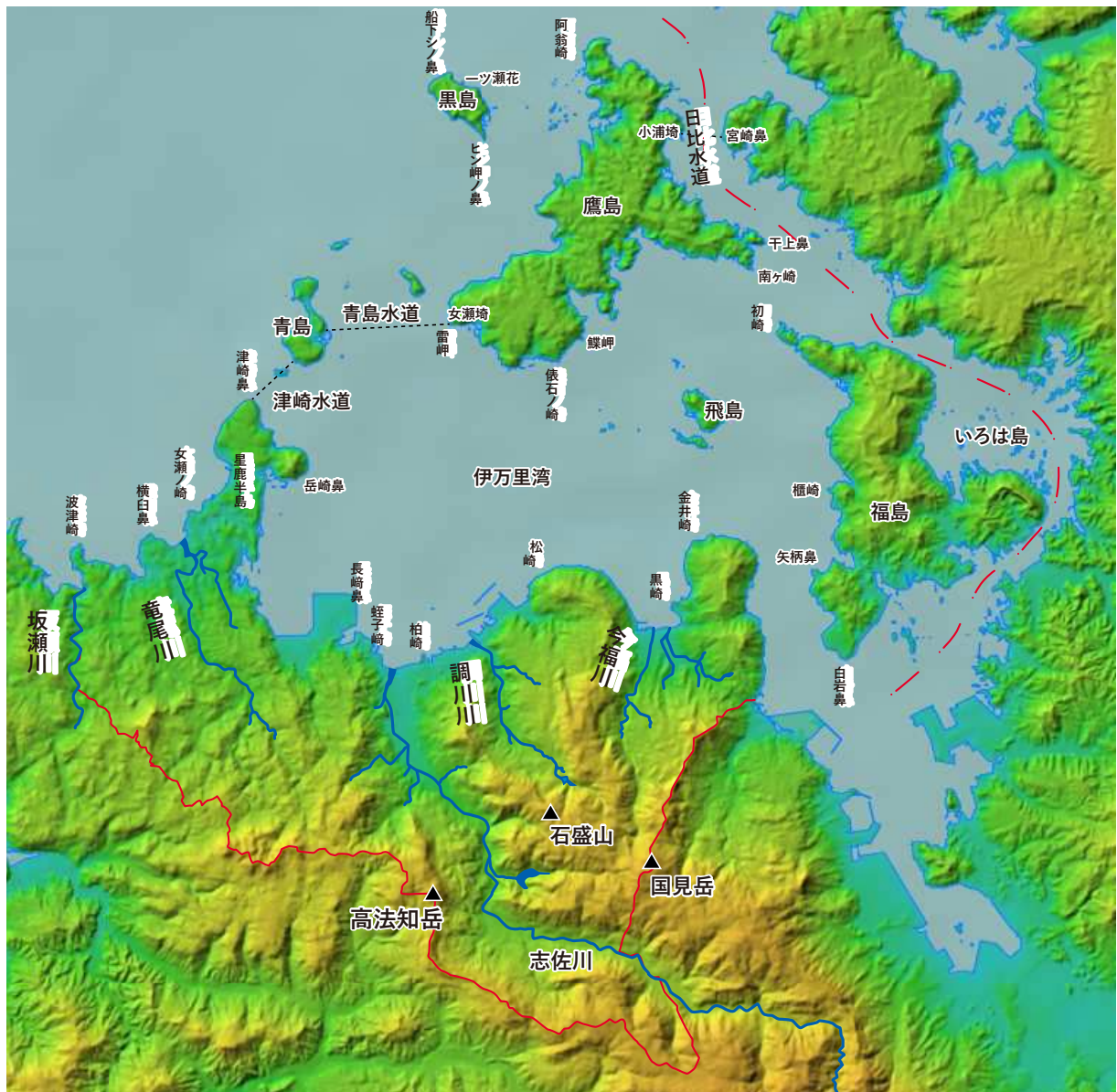


図 伊万里湾と主な島

(4)自然公園

自然公園とは、優れた自然の景観を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、自然公園法で指定された公園を指します。市内では、玄海国定公園、北松県立自然公園が指定されています。

●玄海国定公園

玄海国定公園は、鷹島、福島、黒島の陸域の一部や島周辺の海域が指定されており、長崎県が管理しています。その範囲には日比水道やいろは島等が含まれています

●北松県立自然公園

市内における北松県立自然公園の指定場所は、青島と松島、星鹿半島の北端部分、小飛島、今福の城山とその周辺、志佐の中心部の西側丘陵部に分けられます。知事が指定し、長崎県が管理しています。その範囲には、梶谷城跡や刈萱城跡等が含まれています。

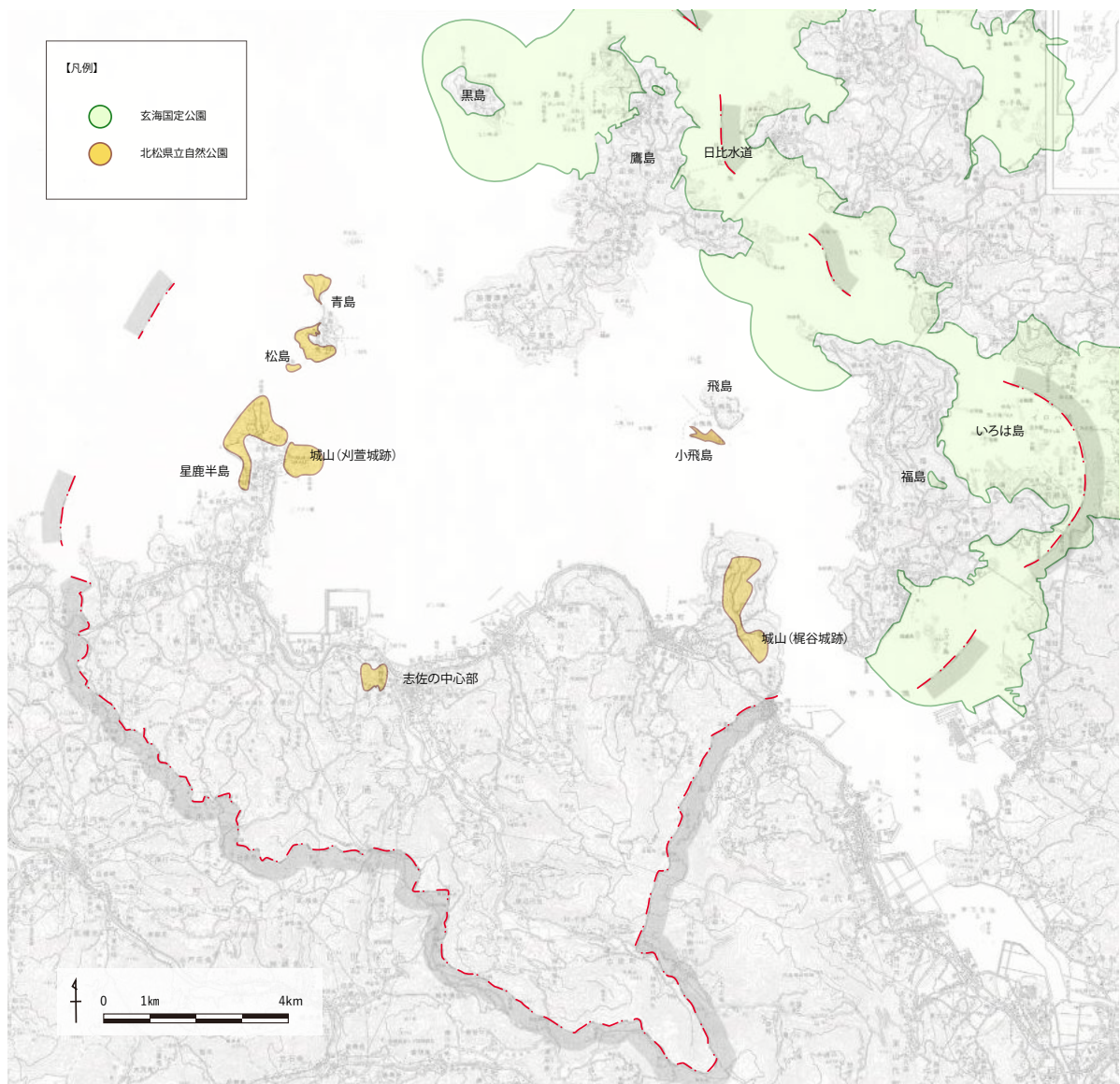


図 玄海国定公園と北松県立自然公園

(5) 動物・植物

長崎県では、「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、特に保護を図る必要のある希少な野生動植物の捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止しています。

この条例に違反して捕獲等を行った場合には罰則が科せられます。ただし、栽培された植物や宅地内にある植物の採取、農林漁業や草刈り等に伴い意図せずに捕獲・損傷等をしてしまった場合などは、規制の対象外です。また、学術研究等公益上の必要があり、その動植物が絶滅のおそれがない場合は、長崎県知事の許可を受けて捕獲・採取等を行うことができます。

本市に関わる指定種は以下の表の通りです。令和3年3月26日現在、植物13種、魚類4種、甲殻類・剣尾類1種、貝類6種、昆虫類7種を捕獲・採取・殺傷・損傷を禁止する動植物に指定しています。

表 「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、捕獲・採取・殺傷・損傷が禁止されている動植物

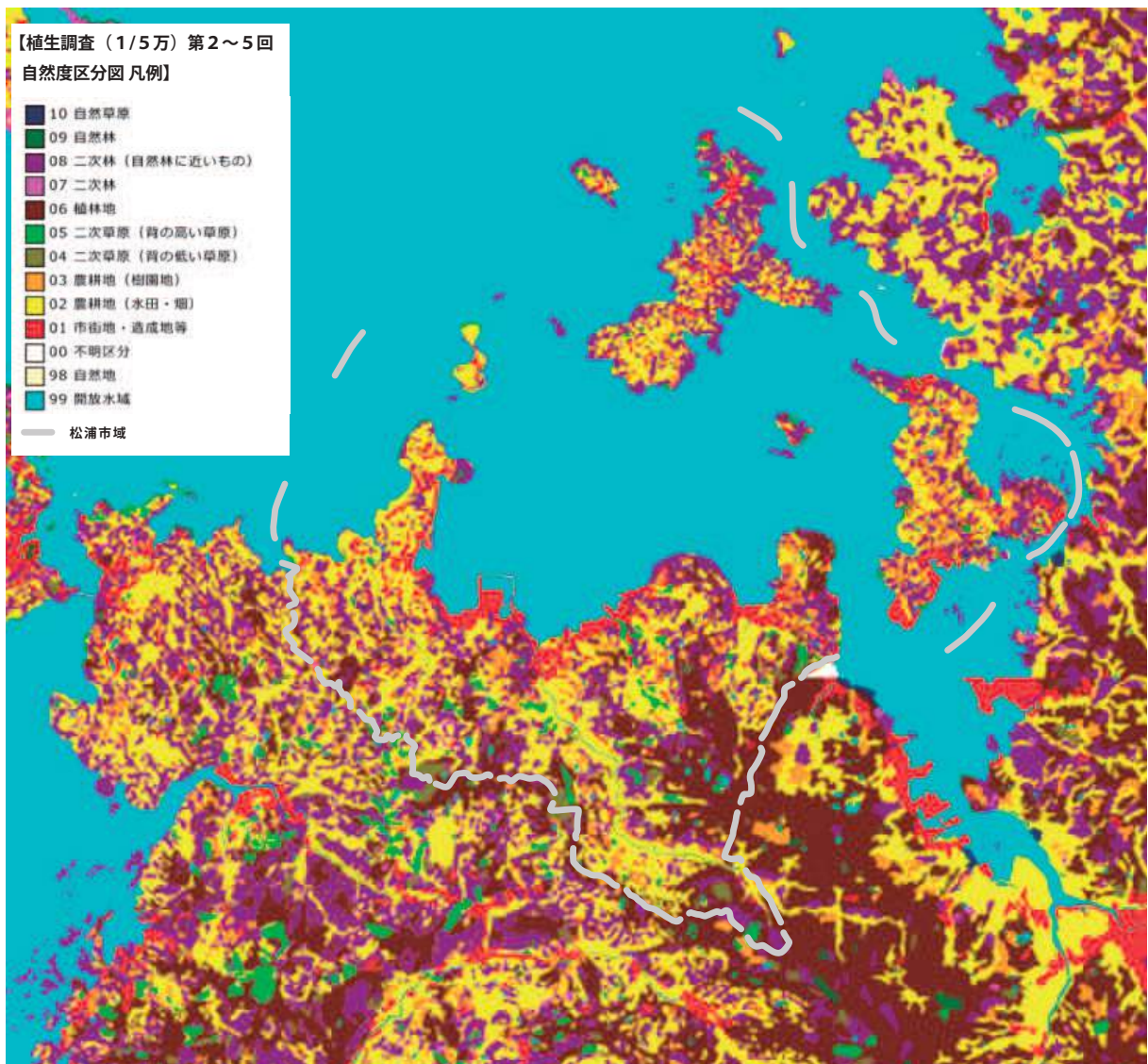
<植物> 13種	
ウチョウラン	ラン科
カシノキラン	ラン科
ガンゼキラン	ラン科
カンラン	ラン科
キバナノセッコク	ラン科
キリシマエビネ	ラン科
コラン	ラン科
サギソウ	ラン科
スルガラン	ラン科
ツレサギソウ	ラン科
ナゴラン	ラン科
ゲンカイイワレンゲ	ベンケイソウ科
タイリンアオイ	ウマノスズクサ科
<魚類> 4種	
アブラボテ	コイ科
イトモロコ	コイ科
ニッポンバラタナゴ	コイ科
イドミズハゼ	ハゼ科
<甲殻類・剣尾類> 1種	
カブトガニ	カブトガニ科
<貝類> 6種	
イボウミニナ	ウミニナ科
ナラビオカミミガイ	オカミミガイ科
シイノミミミガイ	オカミミガイ科
キヌカツギハマシイノミガイ	オカミミガイ科
クリイロコミミガイ	オカミミガイ科
オキヒラシイノミガイ	オカミミガイ科
<昆虫類> 7種	
シオアメンボ	アメンボ科
ヨドシロヘリハンミョウ	ハンミョウ科
ルイスハンミョウ	ハンミョウ科
カワラハンミョウ	ハンミョウ科
オサムシモドキ	オサムシ科
ゲンゴロウ	ゲンゴロウ科
オオウラギンヒョウモン	タテハチョウ科

本市の海岸部の植生は、二次林(自然林に近いものを含む)や、二次草原(背の高い草原)が多くなっています。

内陸部には農耕地も多くなっています。

市の木は、まきです。まきは、マキ科の常緑高木で、暖地に自生します。風害、塩害に強く、育てやすく、高さ20mにも達するものもあります。住宅の生垣に多く用いられる「ひゃーし」としても馴染みが深い木です。

市の花は、つばきです。つばきは、ツバキ科の常緑高木で、特にヤブツバキは、本市の山野に数多く自生します。福島町初崎地区一帯には2万本を超えるつばきの群生林があり、沿道にも多くの並木が存在します。



1/50,000 植生調査 (第2～5回 (1978~1999))「自然度区分」GIS データ (環境省生物多様性センター) を使用し、株式会社都市環境研究所が作成・加工したものである。
(http://gis.biodic.go.jp/webgis/?_ga=2.122805768.247522712.1638960985-494279281.1633067198)

図 植生(自然度区分)

(6) 気候

本市は多くの地域が海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候となります。

年間平均気温は16.6℃、年間降水量は2,186.2mmで、特に6月から8月に降水量が多くなっています。

本市一帯は北九州気候区に属します。

最高気温は8月の34.9℃、最低気温は1月の-1.3℃と、いずれも長崎県内では比較的高くなっています。

秋季の北風はしばしば強風となり、風害、潮害を及ぼすこともあります。

九州の南西海上から来る台風や、九州西海岸を北上する台風、九州本土を縦断または斜断する台風は、本市に及ぼす影響が大きくなります。

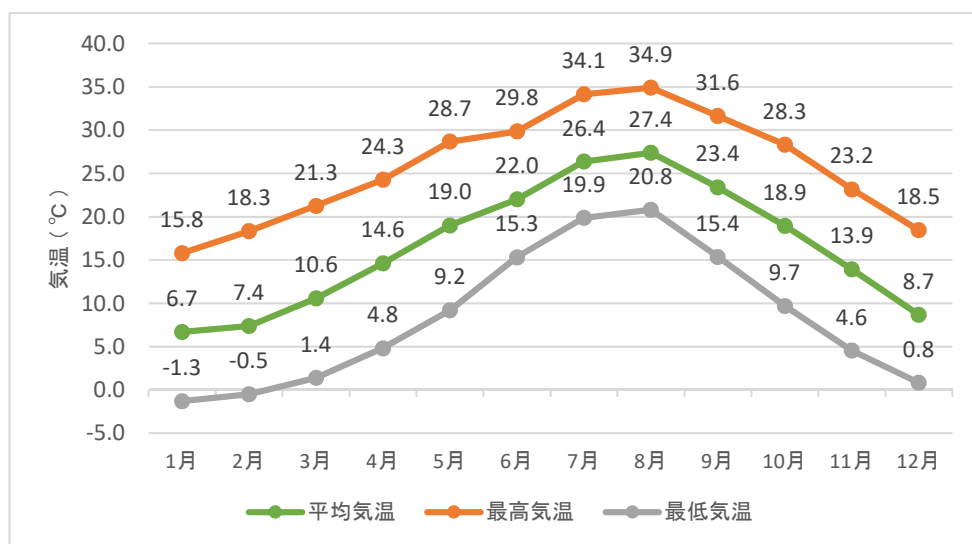


図 気温 (資料：気象庁 松浦観測所における平成 23(2011) 年～令和 2(2020) 年の平均値)

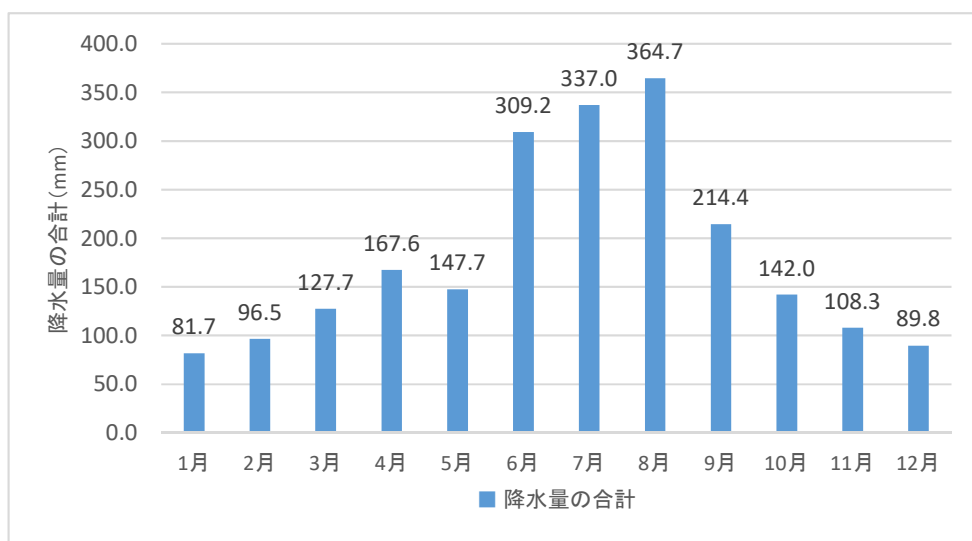


図 降水量の合計
(資料：気象庁 松浦観測所における平成 23(2011) 年～令和 2(2020) 年の平均値)

(7)主な自然災害

本市は比較的温暖な気候ですが、秋にしばしば強風が訪れ、風害、潮害が生じてきました。また、梅雨の特に前線が九州中部から北部に停滞している時に大雨となることが多く、本市の河川上流域は急斜面の山間部であり、かつ川幅が狭いことから、大雨の際には下流域に洪水の被害をもたらす、河口部となる海岸沿いでは満潮時に重なると浸水の危険性があります。

地震についてはこれまで大きな被害を受けた記録はありませんが、福岡県西方沖地震及び平成28年熊本地震の際には、長崎県北部でも震度4を観測しました。また、近年、これまで想定されていなかった地域で相次いで大規模な被害を伴う地震が発生しています。本市は沿岸に位置しており、仮に五島の南海域で大地震が発生すると15分以内に津波の第1波が到達するとされ、地震、津波への注意が不可欠な地域でもあります。

市内には273箇所で災害危険箇所を指定しています。また、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)として922箇所、うち792箇所を特別警戒区域(レッドゾーン)として指定しています。

表 市内における過去の主な災害→文化財に関する被災状況の調査

発生年月	災害の種類	被災状況
昭和31年 9月 9日	台風12号	災害救助法適用
34年 9月17日	台風14・15号	
35年 1月27日	金井崎炭鉱火災	災害救助法適用
38年 1月25日	志佐町里免不老山地すべり	避難家屋の解体
60年 6月25日	梅雨前線による豪雨	10日間の総雨量711mm、被害額13億円
62年 8月31日	台風12号	暴風雨による被害額19億円
平成 2年 7月 4日	石倉山地すべり	被災面積22.4ha
平成 6年(1月～12月)	干害	この期間の降雨量853mm
平成 9年 7月～9月	宇留戸地区地すべり	12世帯42人に避難勧告、この期間の降雨量1,222mm
18年 9月16日～17日	集中豪雨、台風13号	志佐川下流域513世帯1,250人に避難勧告
26年 8月15日～16日	梅雨前線による豪雨	最大日雨量116.5mm、最大時間雨量63mm 被害額約1億2700万円
28年 1月26日～31日	大雪(寒波による断水)	寒波による断水 御厨地区、志佐地区、調川地区、今福地区、鷹島地区 約5,100人2,600世帯断水、自衛隊へ給水支援要請
28年 9月28日～29日	集中豪雨	最大日雨量200.5mm 志佐川高野橋下流域2,403世帯5,420人に避難勧告
30年 7月 3日～ 4日	台風7号	市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令
7月 6日～ 7日	集中豪雨	6日の総雨量168.5mm 土砂災害警戒情報発表による市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令、その後大雨特別警報が発表されたため避難勧告に移行
令和 元年 8月27日～9月 7日	大雨	26日～29日間の総雨量526.5mm 市全域に避難準備・高齢者等避難開始発令、その後避難勧告に移行 志佐町高野免不老山地すべり(幅90m・長さ250m)により、上高野地区及び下高野地区323世帯748人に避難指示発令、今福町北免浜ノ脇地区崖くずれ(幅90m・長さ75m)により家屋2戸一部損壊
3年 8月11日～8月18日	大雨	11日～18日間の総雨量753mm 大雨警報、警戒レベル3に伴い市内全域に高齢者等避難発令、その後土砂災害警戒情報発令に伴い市全域に避難指示発令 家屋の全壊1棟、一部損壊1棟、道路25箇所、河川5箇所、農地22箇所及び農業用施設8箇所被災
4年 9月 5日～ 6日	台風11号	市全域に避難指示発令 8箇所の避難所に60世帯、92人が避難 市内各地で停電発生
4年 9月 18日～ 19日	台風14号	市全域に避難指示発令 8箇所の避難所に122世帯、185人が避難 市内各地で停電発生

(松浦市地域防災計画より)

2.社会状況

(1)市町村合併

本市は、近世には平戸藩に属していたところです。明治維新を経て、明治4(1871)年の廃藩置県により平戸県、同年11月に長崎県、明治12(1889)年の郡制施行により北松浦郡の管轄となりました。

明治15(1882)年に町村行政区画改正があり、当時の各村に戸長役場が設けられました。

昭和16(1941)年に御厨村と星鹿村が合併して新御厨町が誕生しました。昭和29(1954)年には志佐町と上志佐村が合併して志佐町が誕生しています。

昭和30(1955)年3月には志佐町、新御厨町、調川町が合併し、市制施行により松浦市が誕生しています。同年4月には今福町を編入しています。この編入により、本土部分が全て松浦市となりました。

時を経て、平成18(2006)年に松浦市、福島町、鷹島町を廃し、その区域に「松浦市」が設置され、現在の「松浦市」が誕生し、今に至っています。

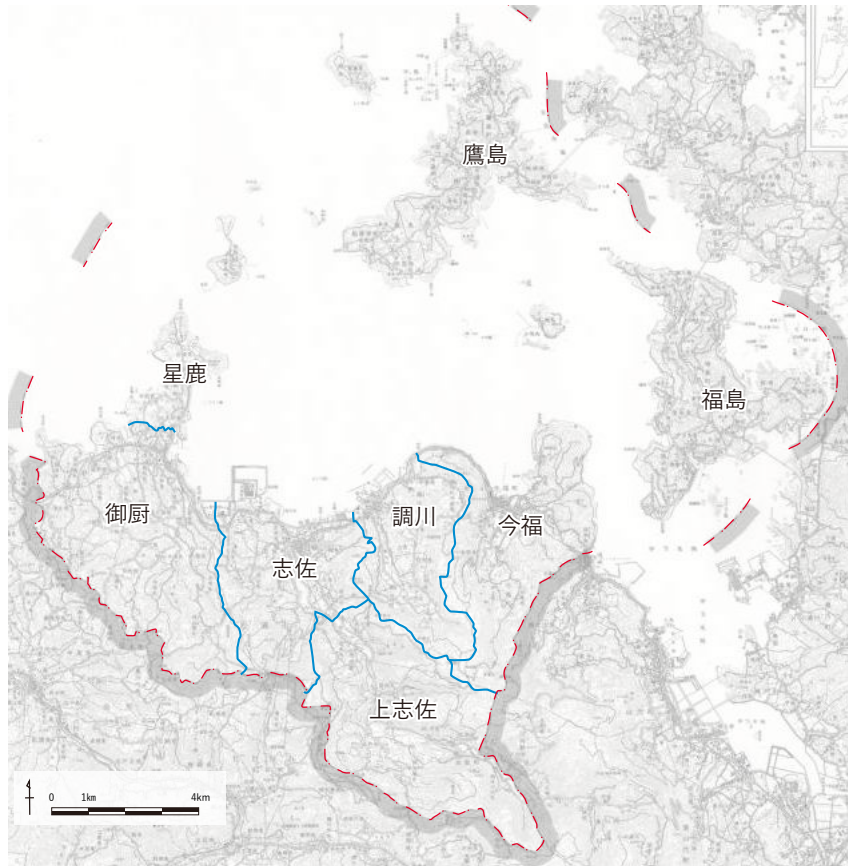


図 明治期の村

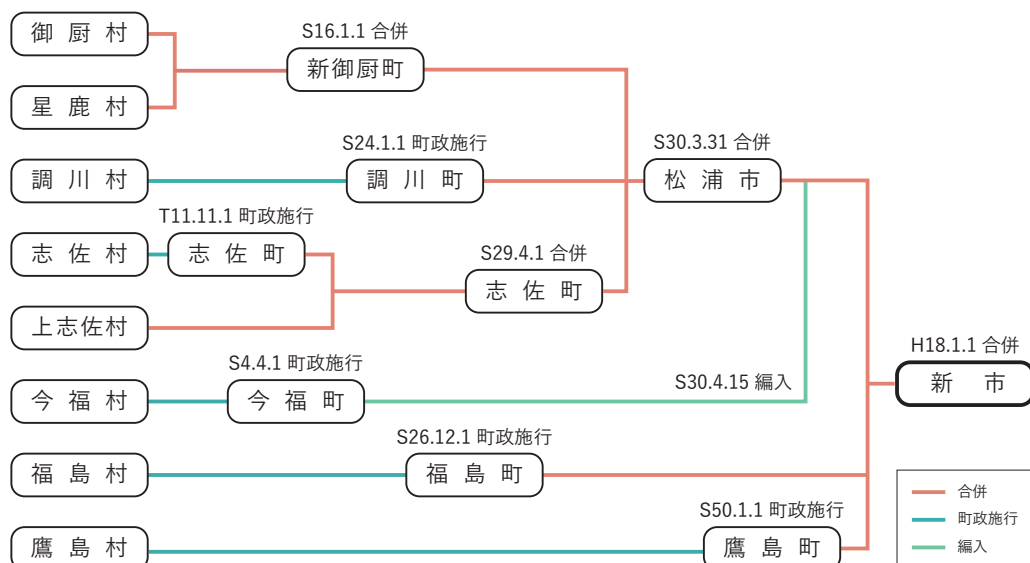


図 市町村合併の変遷

(2)地名

本市の市名である「松浦」の由来は諸説あり、「魏志倭人伝」には、3世紀中期の我が国にあった小国家の一つとして「末盧国」が記されています。

また、8世紀に成立した『古事記』には、「末羅」の記載が見られます。

さらに、その後成立した『肥前国風土記』には、その起源について「氣長足姫尊」(神功皇后)が新羅追討に際してこの地に立ち寄り、玉島川(佐賀県唐津市)で釣糸を垂らしていたところ、「希見」き魚がとれたことから、この地を「希見国」というようになり、のちに訛って松浦となったと記されています。

「松浦」の名を受け継ぐ本市では、「〇〇町〇〇免」のように合併前の町村名を冠した後に、字名「〇〇免」が付く地名も受け継がれています。

この「免」という地名は、市町村下の行政区画である字の単位です。かつて平戸藩領であった北松浦郡佐々町、平戸市の一部(旧田平町、旧生月町)でも使われ続けています。なお、市内において「免」が住所表記として用いられていますが、行政上の単位である自治会の範囲とは必ずしも一致していません。

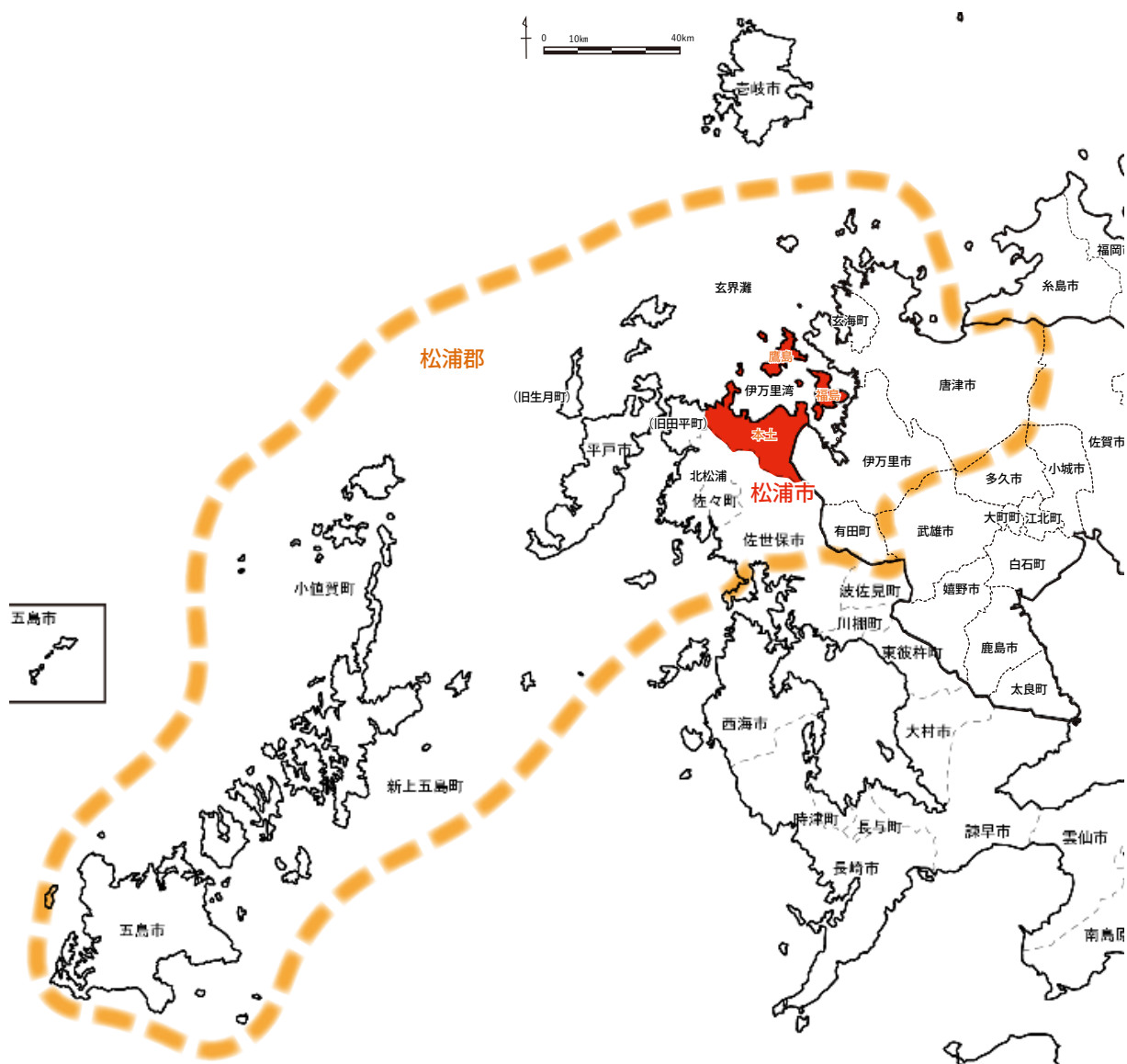


図 『肥前国風土記』における松浦郡の範囲(想定)

表 免の名称

地域名	免	地域名	免	地域名	免	地域名	免	地域名	免
いまふくちよう 今福町	うらめん 浦免	し さちよう 志佐町	たかの めん 高野免	ほし かちよう 星鹿町	しも だめん 下田免	みくりちよう 御厨町	しもの ぼり ぎ めん 下登木免	ふくしまちよう 福島町	しおはまめん 塩浜免
	きためん 北免		た の ひらめん 田ノ平免		たけぎきめん 岳崎免		たかの めん 高野免		ど やめん 土谷免
	こ ぼ めん 木場免		ながの めん 長野免		む た めん 牟田免		たしろめん 田代免		なべぐしめん 鍋串免
	さかの めん 坂野免		にしまめん 西山免		あいさかめん 相坂免		たち きめん 立木免		はしめん 端免
	てら げ めん 寺上免		ひえ こ ぼ めん 稗木場免		いけ だめん 池田免		た ばるめん 田原免		はるめん 原免
	とびしまめん 飛島免		ふえふきめん 笛吹免		いたばしめん 板橋免		てら の おめん 寺ノ尾免		あおうらめん 阿翁浦免
	なべるばえめん 滑栄免		ゆの き がわ ち めん 柚木川内免		おおさきめん 大崎免		なか の めん 中野免		あおうめん 阿翁免
	ひがしめん 東免		よこ べ た めん 横辺田免		かみの ぼり ぎ めん 上登木免		にし こ ぼ めん 西木場免		くろしまめん 黒島免
	ほとけざかめん 仏坂免		かみめん 上免		かりはらめん 狩原免		にし だ めん 西田免		こうぎきめん 神崎免
	あか ぎ めん 赤木免		しもめん 下免	みくりちよう 御厨町	かわち めん 川内免	ふくしまちよう 福島町	ふ じゅうめん 普住免	たかしまちよう 鷹島町	さとめん 里免
し さちよう 志佐町	いけなりめん 池成免	つきのかわちよう 調川町	しろ い めん 白井免		きたびらめん 北平免		まえ だ めん 前田免		さん り めん 三里免
	うらめん 浦免		なかめん 中免		こつこのおめん 郭公尾免		やま ね めん 山根免		なかどおりめん 中通免
	かやのきめん 栢木免		ひら お めん 平尾免		こ ぼ めん 木場免		よこ く ぼ めん 横久保免		はるめん 原免
	さとめん 里免		まつやま だ めん 松山田免		こ ね めん 小船免		あさがいめん 浅谷免		ふなとう づ めん 船唐津免
	しょう の めん 庄野免		あおしまめん 青島免		こめ の やまめん 米ノ山免		き ない ぜ めん 喜内瀬免		
	しらはまめん 白浜免		きた く ぼ めん 北久保免		さとめん 里免		さとめん 里免		

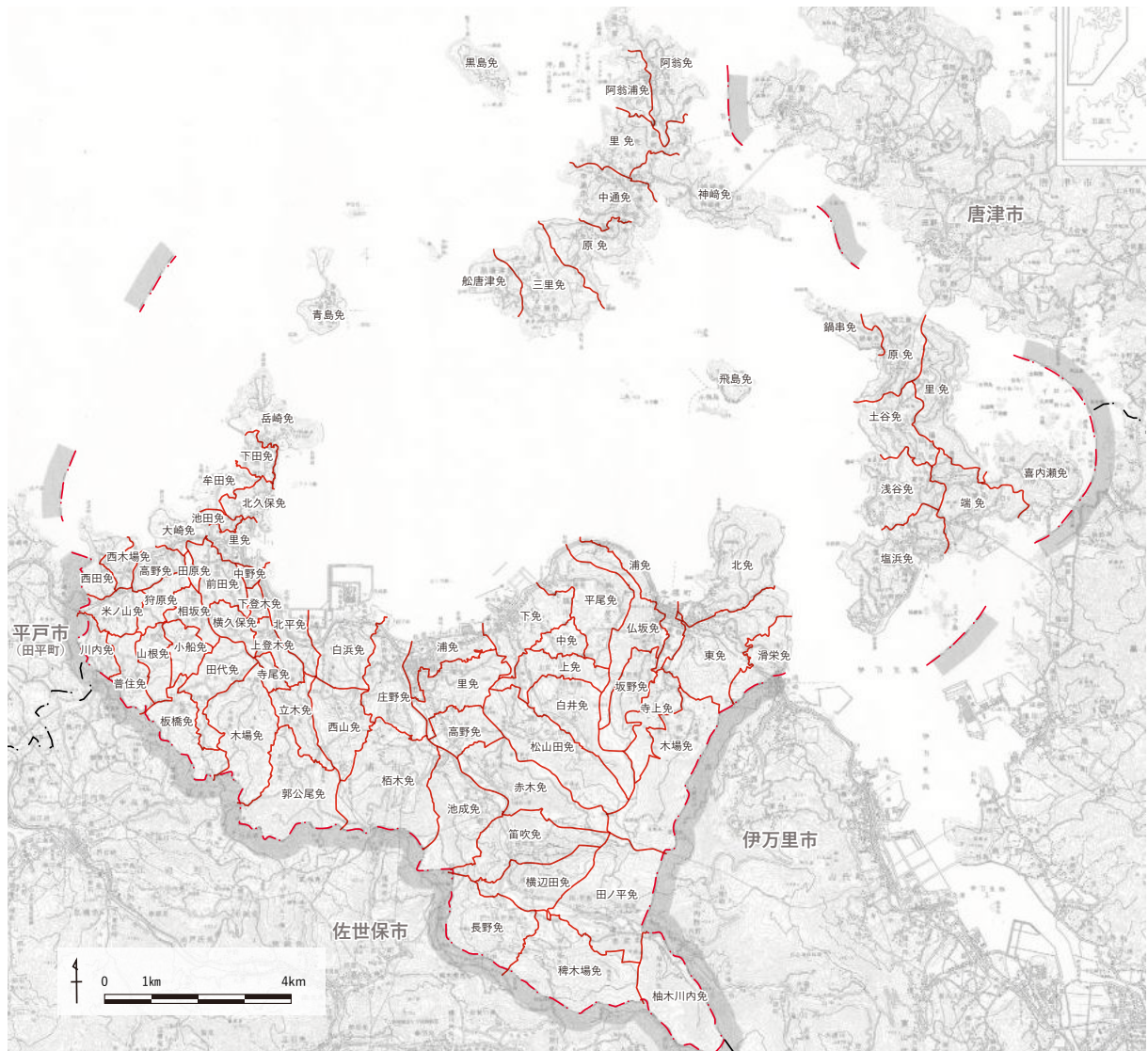


図 字界(免の位置)

(3)人口

本市の総人口は、令和6(2024)年3月末時点で20,722人であり、昭和35(1960)年をピークに炭鉱閉山などの理由により大幅に減少しています。

平成27(2015)年10月策定の「松浦市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」によると、市内の人口は今後も減少を続け、2040年には15,859人(令和6(2024)年3月末時点から23%減少)、2060年には10,860人(令和6(2024)年3月末時点から48%減少)になると推計されています。

また、昭和35(1960)年と令和22(2040)年の推計を比較すると、若年層が大きく減少し、高齢者層の人口が大きく増加しています。文化財を継承する担い手の減少を物語っています。

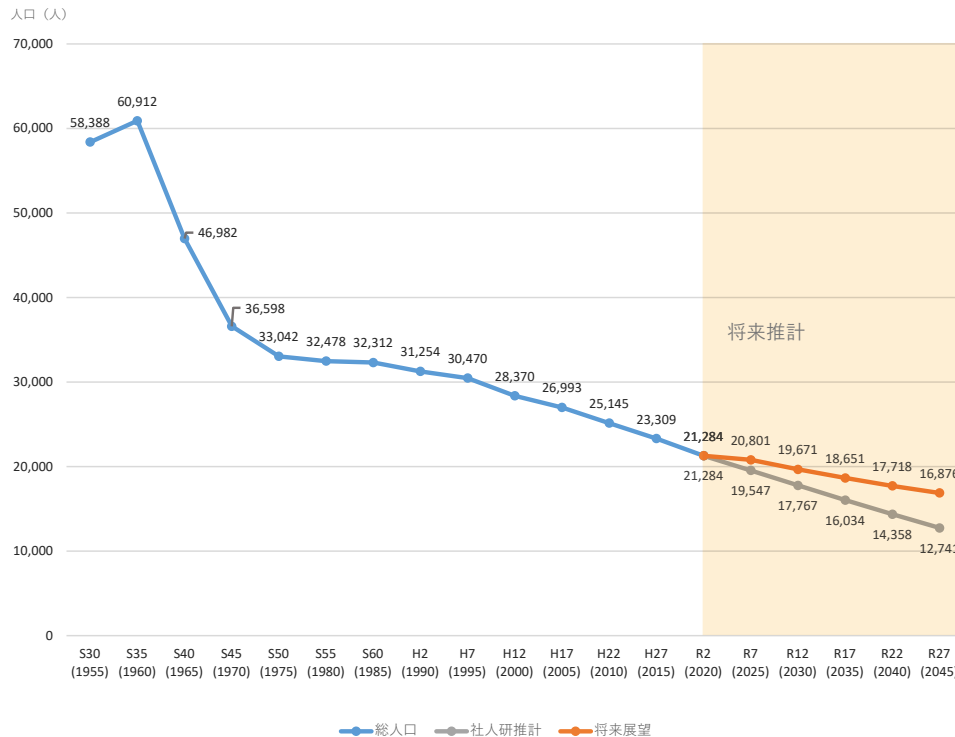


図 総人口の推移(単位(人)、資料:国勢調査)

令和7(2025)年以降は「松浦市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」に基づく将来推計を示す「社人研推計」は国立社会保障・人口問題研究所の推計
「将来展望」は総合戦略に即した各種施策の着実な実施により自然増、社会増を見込んだ推計

昭和 35(1960) 年

令和 22 (2040) 年 (推計)

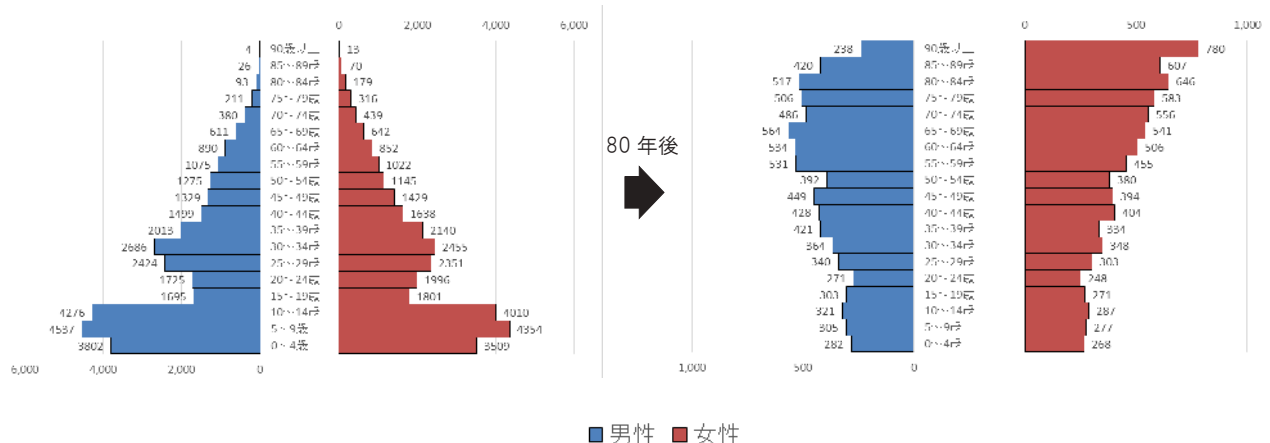


図 年齢階層別構成の推移(国勢調査 昭和 35 (1960) 年と令和 22 (2040) 年(推計)の比較、単位(人))

(4) 学校

市内にある小学校は、公立9校(御厨小、星鹿小、青島小(中学校と併設)、志佐小、上志佐小、調川小、今福小、福島養源小、鷹島小)です。中学校は、公立7校(御厨中、青島中(小学校と併設)、志佐中、調川中、今福中、福島中、鷹島中)です。

市は、小学校・中学校と連携した郷土歴史教育の実施に取り組むとともに、市内の小学校・中学校に初任者として配置された教職員の研修を目的とした出前講座等にも取り組んでいます。

高校は長崎県立松浦高等学校があります。

市は、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの3年間、長崎県立松浦高等学校との協働による「まつナビ・プロジェクト」に取り組んできました。このプロジェクトは、高校生の地域を愛し大切にする姿勢の育成と課題解決能力を高めることを目指した地域課題解決型学習を充実させるカリキュラムの研究開発を行うものでした。活動の一環では、バスツアーを実施し、旧松浦炭坑事務所(県指定文化財)の世知原炭坑資料館(佐世保市)や鎌倉時代の蒙古襲来で知られる鷹島を訪れています。

また、市内の小学4年生から中学3年生までを対象として、鷹島神崎遺跡の周知状況等を把握する調査を実施してきました。

この結果、鷹島神崎遺跡の周知状況は平成26(2014)年度から令和2(2020)年度まで低下傾向



図 松浦市の小学校区域

でしたが、令和5(2023)年度には50%まで上昇しています。一方、知っていると回答した児童、生徒が鷹島神崎遺跡を知った方法について、平成26(2014)年度は「テレビ」が多かったのに対し、平成29(2017)年度以降は「学校の授業」が上回っていることから、学校教育の場での取組が浸透してきたと考えられます。

「歴史が好きか」という質問に対しては、「好き」または「どちらかといえば好き」の回答が、70%を超える値で推移しています。

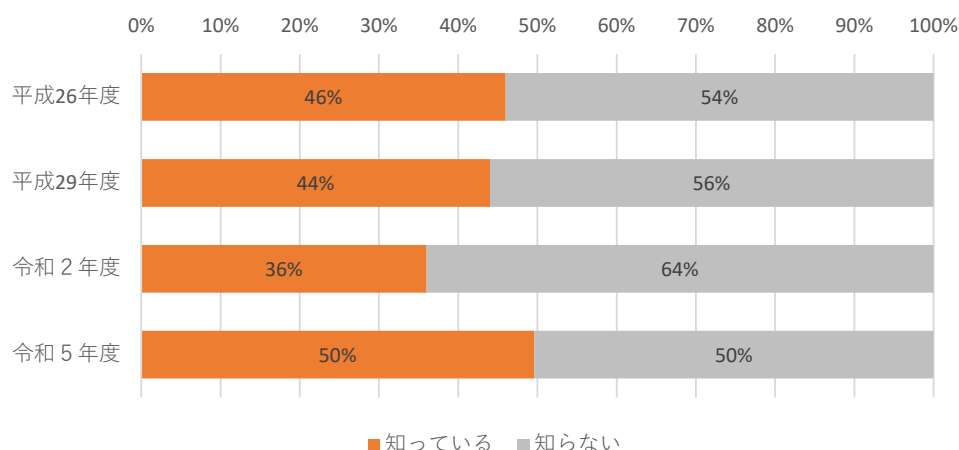


図 市内小中学生の「鷹島神崎遺跡を知っているか」回答状況
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

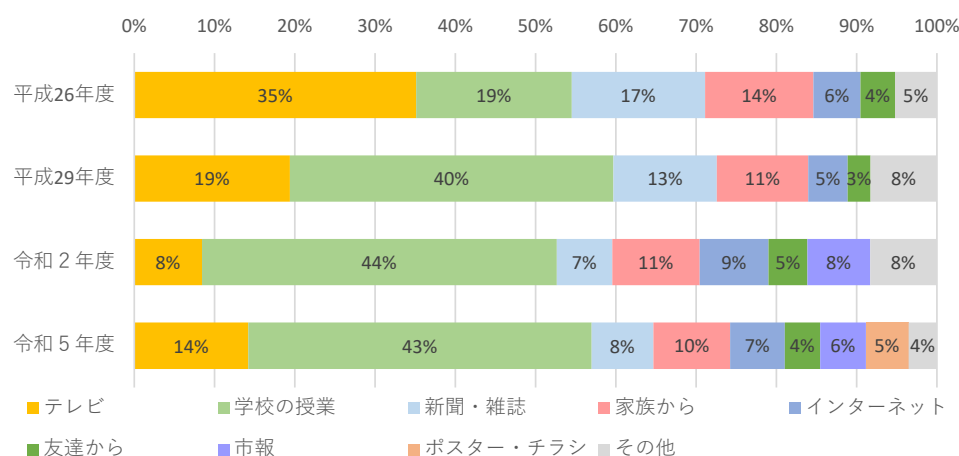


図 小中学生の「鷹島神崎遺跡を知った方法」回答状況
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

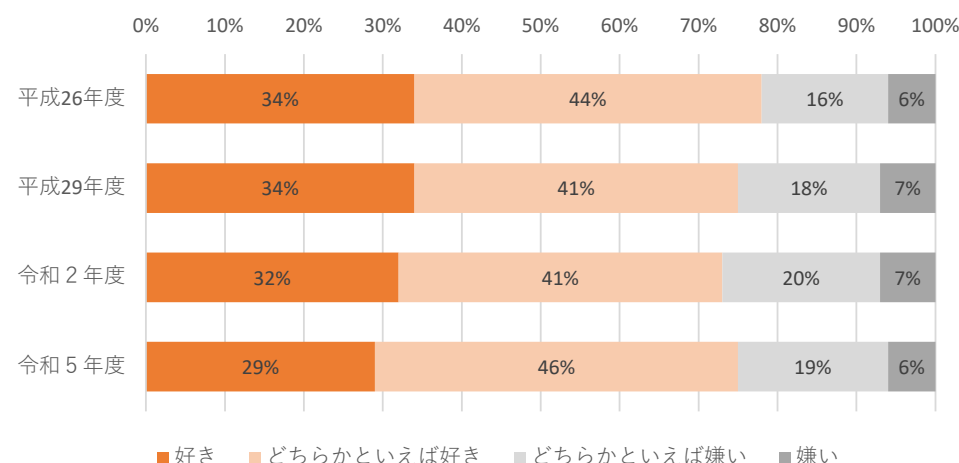


図 市内小中学生の「歴史が好きか」回答状況
(鷹島神崎遺跡アンケートより(小学4～中学3年生を対象))

(5)文化財に関連する主な公共施設

本市には「松浦市立埋蔵文化財センター」が鷹島にあります。鷹島には、これまで文化財関連施設として「松浦市立鷹島歴史民俗資料館」と「松浦市立鷹島埋蔵文化財センター」がありました。平成29(2017)年4月、両施設が上記の「松浦市立埋蔵文化財センター」として統合しました。同時期に、国史跡鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査、研究、保存及び活用を図り、市民の水中考古学に関する理解と文化の向上に資するため、「松浦市立水中考古学研究センター」を併設しています。

図書館は、「松浦市立図書館」と「松浦市立福島図書館」の2施設があります。松浦の歴史や文化財に関する書籍、文献資料を見ることがもできます。

民俗資料館は、「松浦市立福島歴史民俗資料館」と「調川民俗資料館」があります。「松浦市立福島歴史民俗資料館」は「松浦市立福島図書館」に併設されています。「調川民俗資料館」は地域住民の協力のもと、旧教職員住宅を改修し資料館として整備したものであり、農耕具や炭鉱で使われていた工具などを展示しています。

上記以外に、公民館が本土に6施設、福島と鷹島にそれぞれ1施設、計8施設あります。鷹島公民館では「たかしまっ子水中考古学教室」という講座を開催しています。

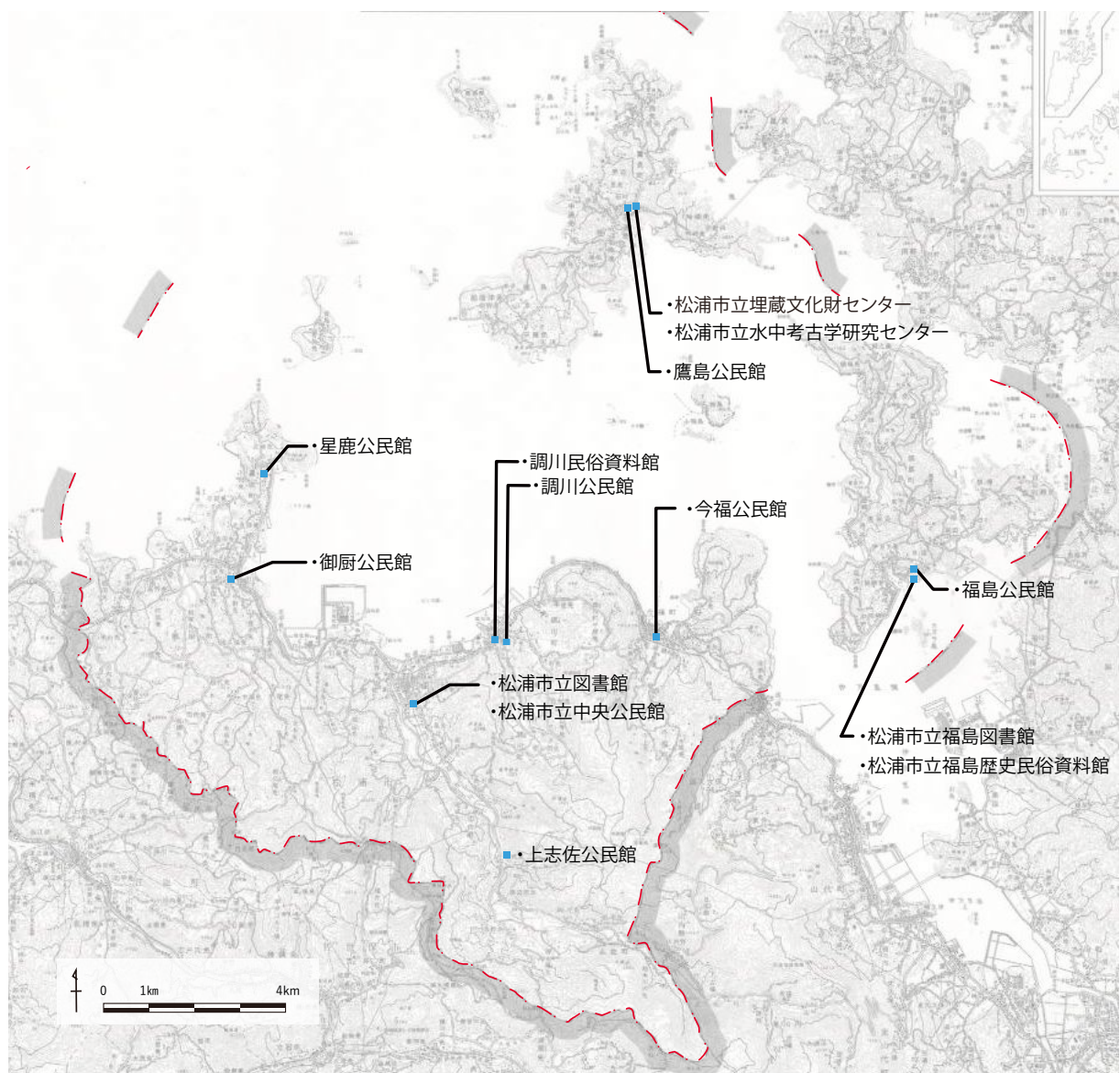


図 文化財に関連する主な公共施設

松浦市立埋蔵文化財センターの入館者数は、平成21(2009)年の鷹島肥前大橋開通により52,804人まで増加しました。その後、元軍の沈没船が発見された平成23(2011)年と鷹島神崎遺跡が国史跡に指定された平成24(2012)年には9,000人台で推移していましたが、平成30(2018)年には、3,000人台に、令和2(2020)年と令和3(2021)年には、2,000人台まで減少しました。その後、鷹島海底遺跡発掘調査における一石型木製いかりの引き揚げで注目されたことで、令和4(2022)年には5,000人台まで回復しています。

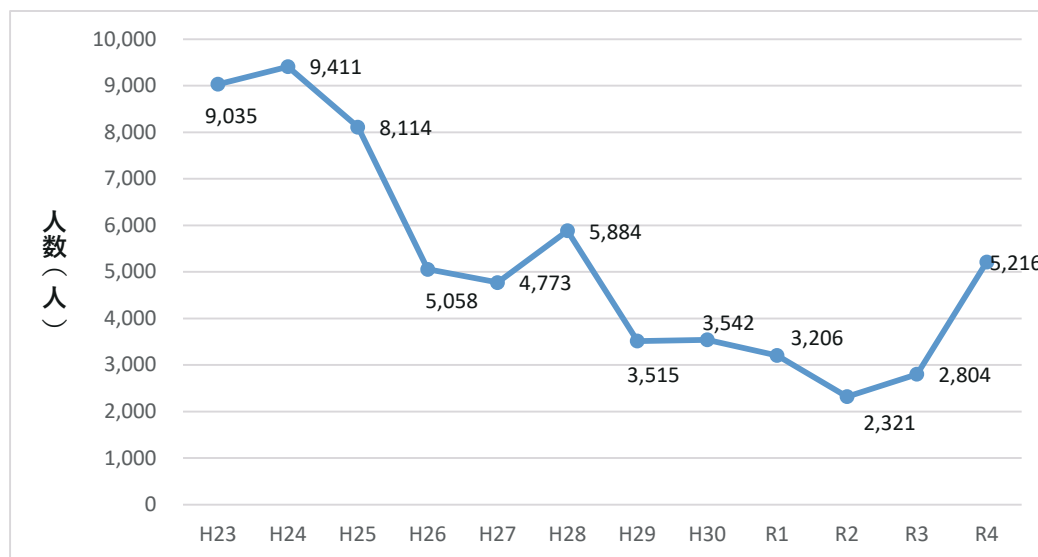


図 松浦市立埋蔵文化財センター入館者数の推移(人)(市資料を基に作成)

「松浦市立埋蔵文化財センター」では、市内の小中学生を対象とした体験学習会を開催しています。

体験学習会では、鷹島海底遺跡に蒙古襲来の遺物が沈んでいること、今も海底遺跡の調査を続けており、多くの遺物が発掘されていること、そして、遺物の保存処理を行う必要性やどのような作業をしているか等の学習を行っています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和元(2019)年に落ち込みますが、その後は参加者数の回復傾向も見られ、令和4(2022)年は190人に上りました。

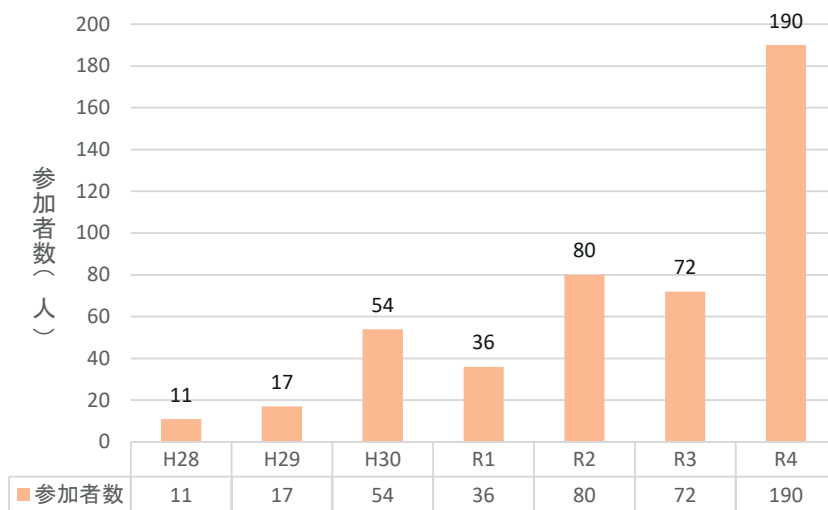


図 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業における体験学習会の参加者数(人)(市資料を基に作成)

表 市内の公共施設概要

施設名	所在地	写真	概要
松浦市立埋蔵文化財センター	鷹島町		鷹島周辺の海底から発見された遺物等を保存する施設である。ガイダンス施設が隣接しており、蒙古襲来関連資料をはじめ、考古資料等の展示やVR等の疑似体験コーナーが設けられている。
松浦市立水中考古学研究センター	鷹島町		水中考古学研究の拠点として、鷹島神崎遺跡及び鷹島海底遺跡の調査、研究、保存及び活用に取り組む施設である。
松浦市立福島図書館／ 松浦市立福島歴史民俗資料館	福島町		1階が福島図書館、2階が福島歴史民俗資料館となっている。福島歴史民俗資料館は資料の収集、保存、調査研究及び公開を行う施設で、地勢や歴史、風俗、芸能や採炭現場復元コーナーなどが設けられている。
松浦市立図書館	志佐町		郷土資料を含む各種図書、資料の収蔵、保管、貸し出し等を行っている。また、研修、見学の受け入れや講習会、講演会などの開催にも取り組んでいる。
調川民俗資料館	調川町		調川町の地域住民の協力により、旧教職員住宅を改修して整備された資料館である。農耕具や炭鉱で使われた工具、地域の歴史を示す資料など、調川町で使われていたものを展示している。
市立公民館	市内各地		市内8箇所が存在する。地域社会における交流の場や、生涯学習・社会教育事業を実施する中心的な場として、各種団体との協働による取組を行っている。

(6)交通

1) 松浦鉄道

松浦鉄道の市内区間は、伊万里側から始まり、昭和5(1930)年～昭和10(1935)年の5年間で開通しました。

松浦鉄道は、現在、旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、JR佐世保駅(長崎県佐世保市)から有田駅(佐賀県有田町)までの93.5kmの区間を結んでいます。海岸線沿いを通る部分では車窓から美しい伊万里湾の風景を見ることができます。

松浦鉄道では、ウォーキング愛好者の健康増進と利用者の拡大を目指して、毎月1回沿線のウォーキングイベントを開催しています。四季折々の風景を楽しむウォーキングに加えて、歴史をテーマとしたウォーキングも開催されています。また、土曜、休日、春・夏・冬休み、ゴールデンウィークの期間でサイクリング列車を運行しており、車内への自転車の持ち込みができるようになっています。

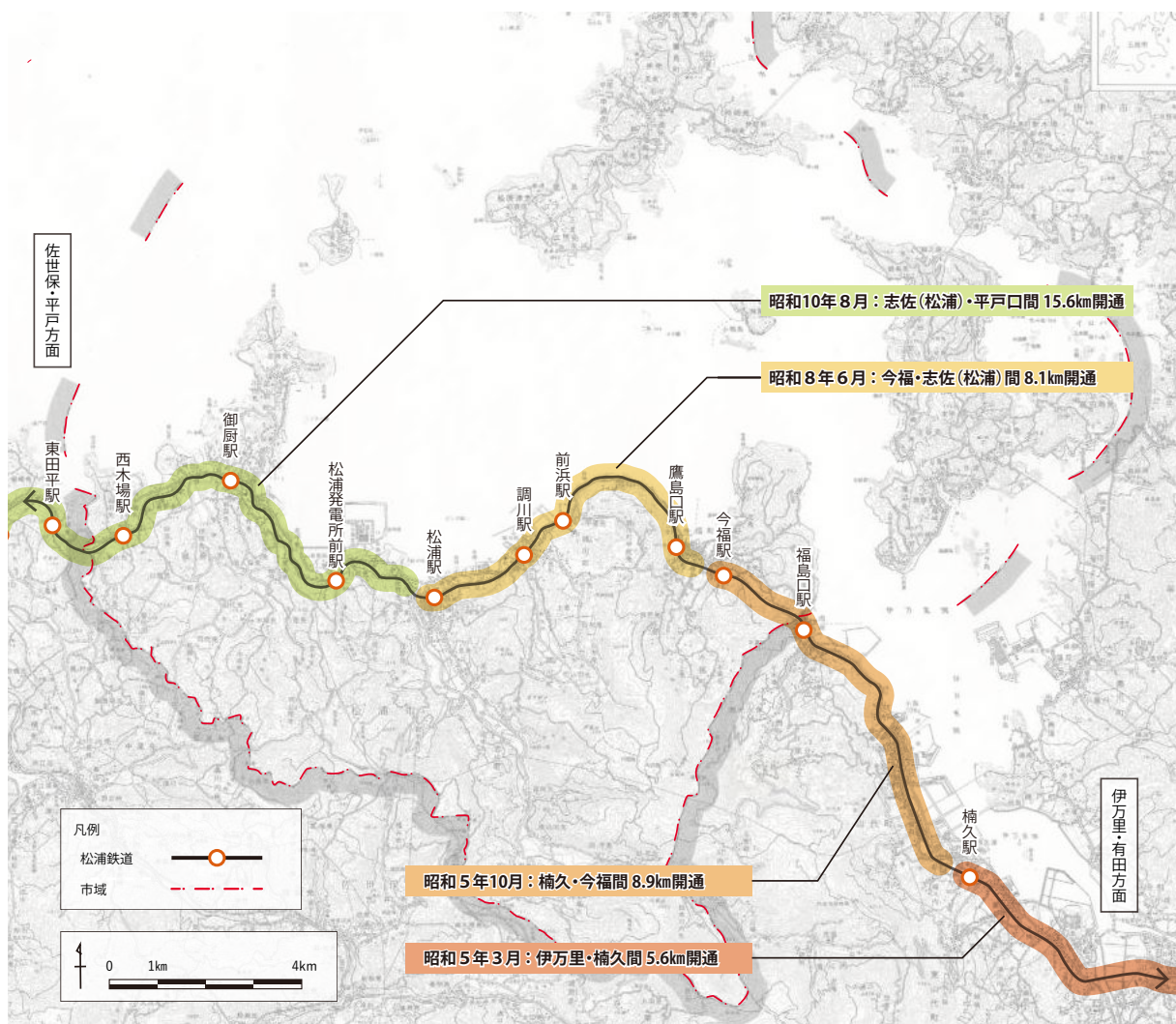


図 市内の松浦鉄道

2) 主要な道路網

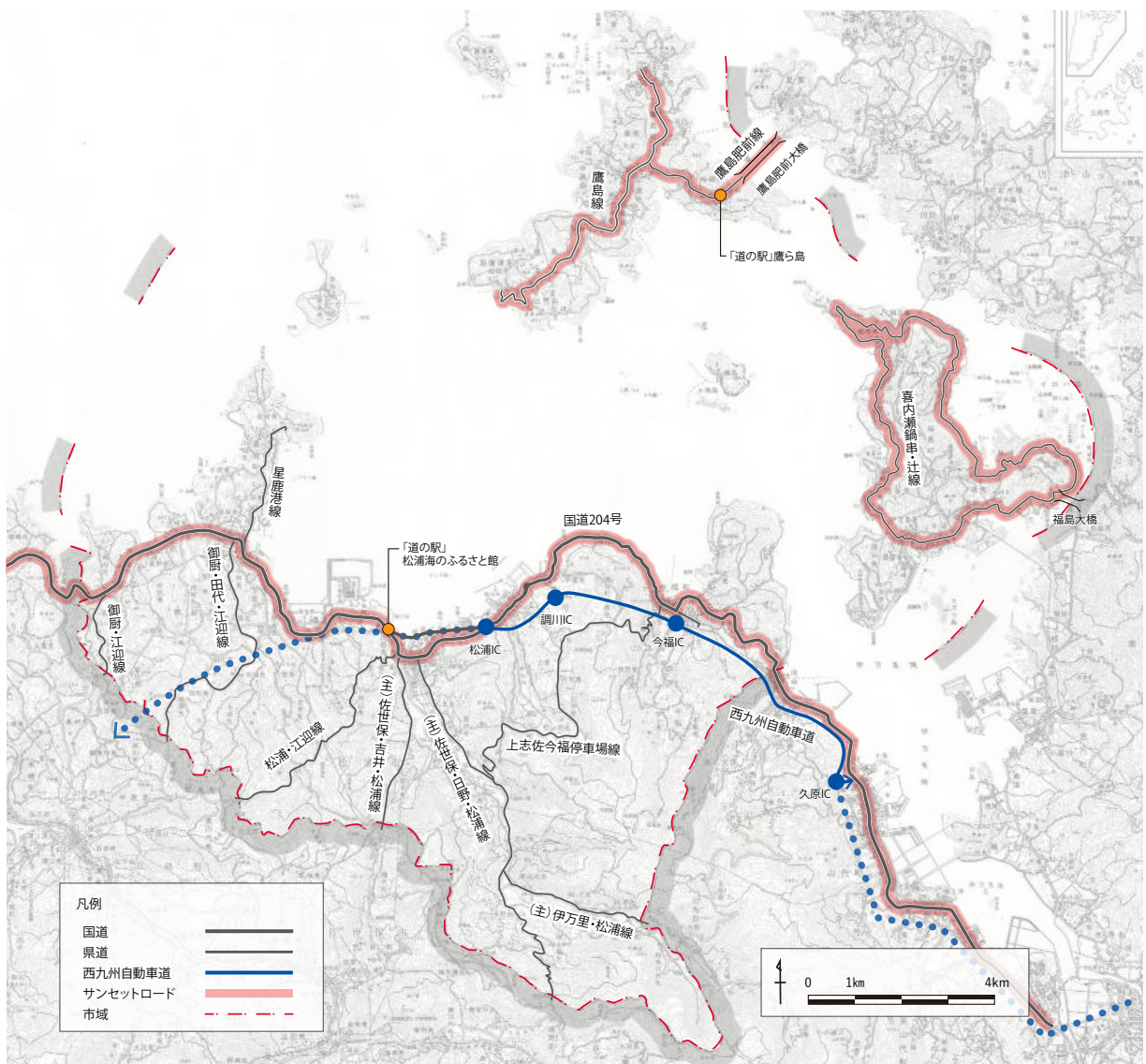
本土では、国道204号が東西に通じ、佐賀県伊万里市方面と平戸市方面を結んでいます。そして、県道が国道204号から星鹿、御厨、上志佐に至る南北方向を結んでいます。

また、西九州自動車道が現在整備中です。西九州自動車道は、高規格幹線道路網の一環として、福岡市から唐津市・伊万里市・佐世保市を経て武雄市に至る延長約150kmの自動車専用道路です。福岡市の都市高速道路天神北ランプから市役所まで車で約90分で結ばれています。将来的には約70分で結ばれる予定です。

福島は、福島大橋が昭和42(1967)年に竣工し、佐賀県伊万里市と陸路で結ばれました。島内は県道喜内瀬鍋串・辻線が島内を環状に巡る主要な道路としての役割を担っています。福島大橋から市役所までは約40分です。

鷹島は、福島大橋の竣工から約40年後の平成21(2009)年に鷹島肥前大橋が竣工し、佐賀県唐津市と陸路で結ばれました。島内は県道鷹島線や県道鷹島肥前線が主要な道路としての役割を担っています。鷹島肥前大橋から市役所までは約70分です。

上記の国道204号、県道喜内瀬鍋串・辻線、県道鷹島線と県道鷹島肥前線は、日本風景街道(シーニック・バイウェイ・ジャパン)の「ながさき サンセットロード～橋でつながる教会と歴史の道～」の一部に位置付けられ、観光ルートづくりが取り組まれています。



3) 公共交通

本市の公共交通は、陸上交通と海上交通に分けられます。

●陸上交通

陸上交通は、松浦鉄道(株)に加えて、路線バス(西肥自動車(株)、昭和自動車(株))、乗合バス((有)松浦観光)、乗合タクシー(鷹島タクシー、福島観光タクシー)、民間タクシーからなり、市内はもとより、隣接する佐世保市や平戸市、伊万里市、唐津市と結ばれています。

●海上交通

海上交通は、国庫補助航路である殿ノ浦-今福間(航路、鷹島汽船(有))、阿翁-御厨間(航路、鷹島汽船(有))の2航路と、県単独補助航路である浦之崎-福島間(航路、(有)金子廻漕店)の計3航路で構成されています。阿翁-御厨間(航路)は、水曜日だけ飛島に寄港します。島外から青島、黒島、飛島への陸路はなく、船による移動となります。

なお、黒島及び青島の住民の移動手段の拡充を図るため、黒島-鷹島(阿翁浦)間(航路)の交通船(市所有)の運航管理を黒島住民に業務委託、また、青島地区が運航する青島-御厨間(航路)の交通船(小型兼用船)に対して補助を行っています。

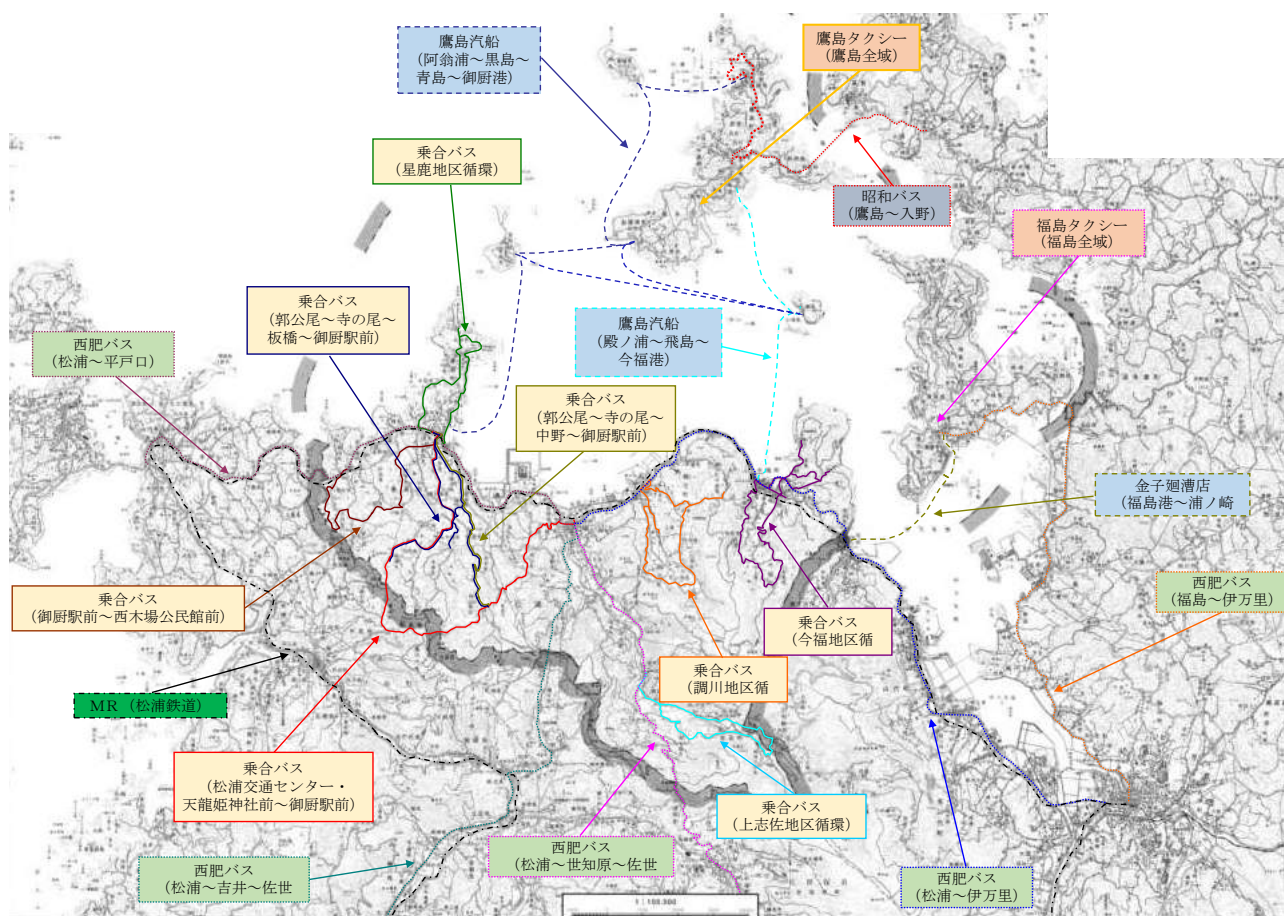


図 公共交通ネットワーク(市作成)

4) 港湾・漁港

市内の港は、港湾法に基づく港湾と漁港漁場整備法に基づく漁港に分けられます。

●港湾

本市では港湾区域10港が指定されています。その内訳は、地方港湾が6港(調川、松浦、福島、^{とこなみ}床浪、^{たけざき}下田、^{みよさんりはる}神崎)、56条港湾※が4港(岳崎、三代、三里、原)です。

神崎港(鷹島)の港湾区域が鷹島神崎遺跡史跡指定地とほぼ重複しています。

松浦港内には、九州電力及び電源開発の火力発電所があり、石炭を積載した大型の船舶が往来しています。

調川港には、松浦魚市場と水産加工団地が整備されています。

●漁港

市内には12の漁港があります。その内訳は、県営の第2種漁港が2港(星鹿、阿翁浦)、市営の第1種漁港が10港(志佐、今福、滑栄、西木場、飛鳥、青島、船唐津、黒島、殿ノ浦、鍋串)です。

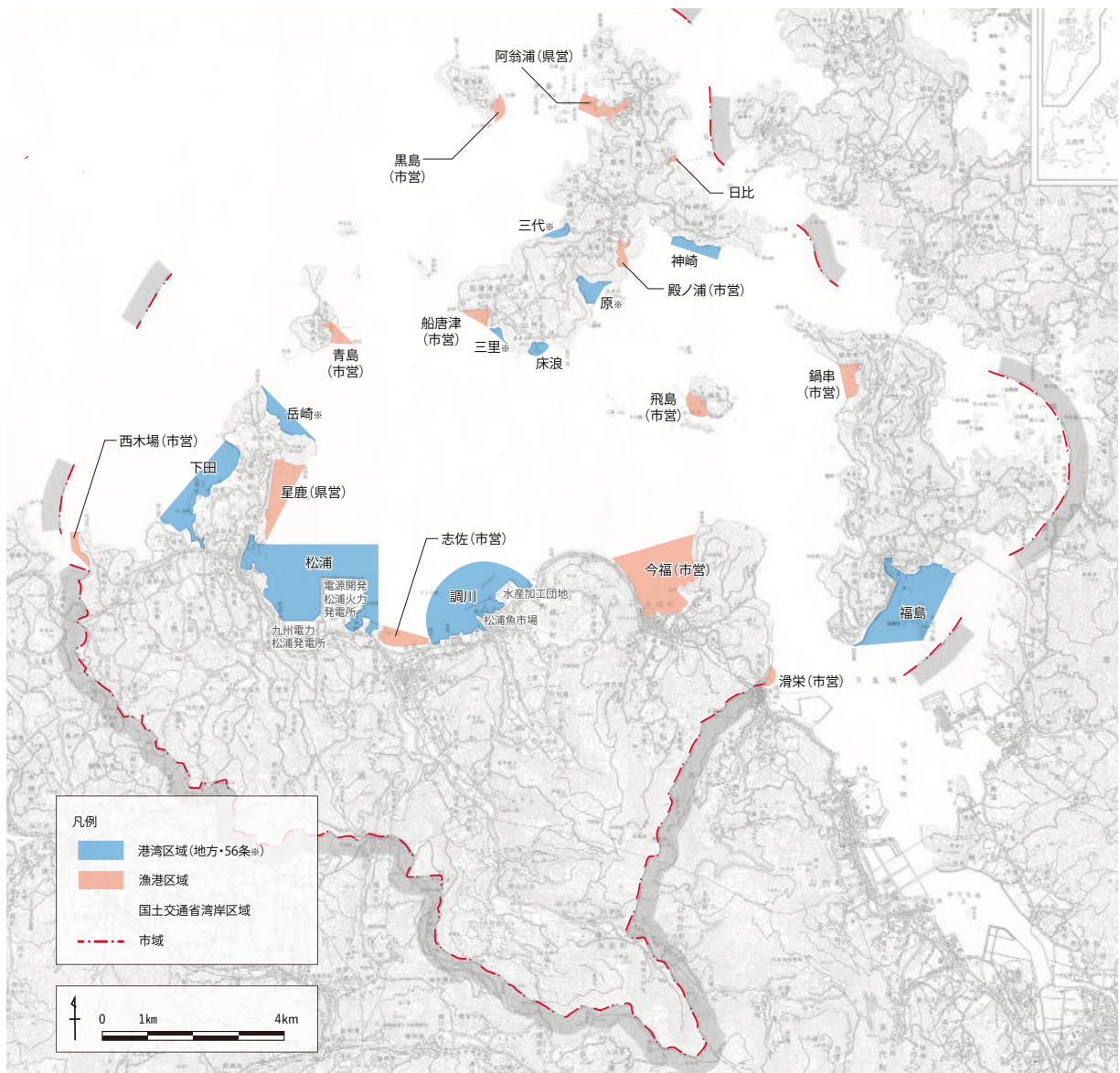


図 港湾

※56条港湾とは、港湾法第56条により都道府県知事が水域を定めて公告した港湾です。港湾区域が設定されていない港湾や、地方港湾のなかでも特に小規模な港湾等も含まれます。

(6)産業

本市の産業は生産額の多いものから製造業、運輸・郵便業、建設業となっています。長崎県全体と比較して、総生産額に対して「農業」、「水産業」、「鉱業」、「電気・ガス・水道・産業廃棄物業」、「運輸・郵便業」が占める割合が大きくなっています。

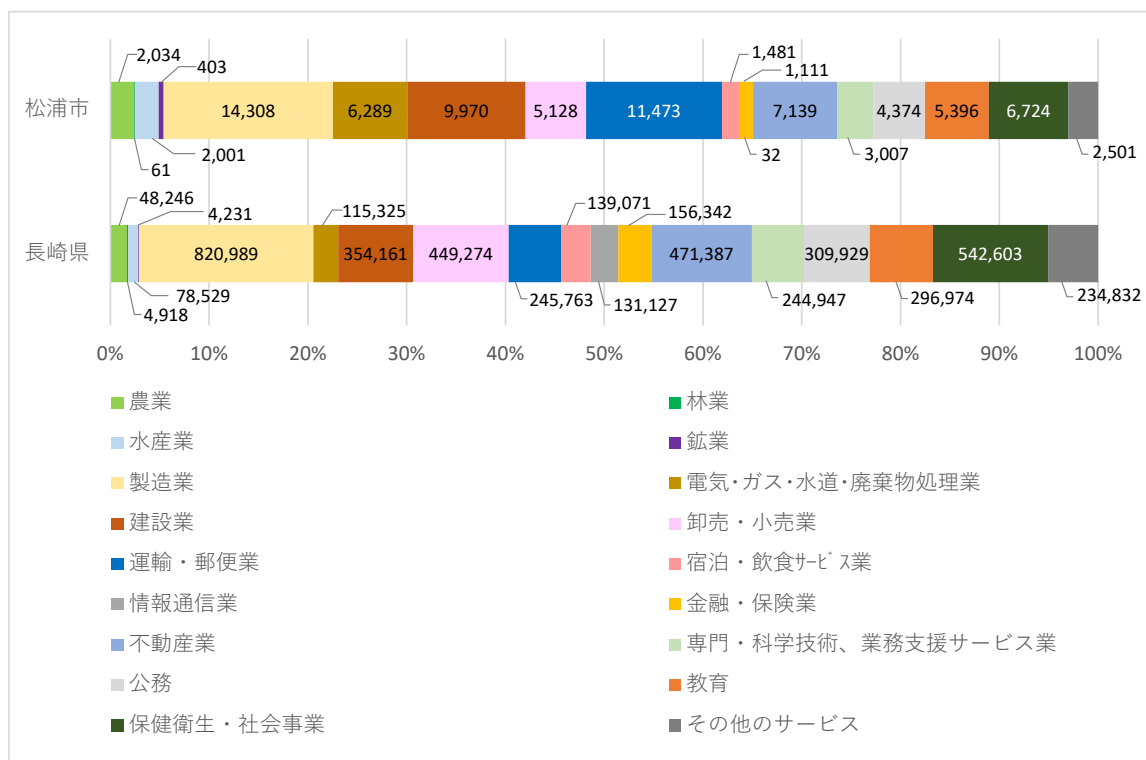


図 総生産額（百万円）に占める産業構成（長崎県市町経済計算（平成30年度）を基に作成）

1) 水産業

水産業は、本市の基幹産業です。船びき網、定置網、刺し網、採藻など多様な漁業が営まれています。トラフグ、ハマチ、クロマグロ、タイ、クルマエビ等の魚類養殖業が盛んです。調川港の松浦魚市場と水産加工団地は西九州自動車道へのアクセスも良く、水揚げ、加工、流通を担う水産基地となっています。

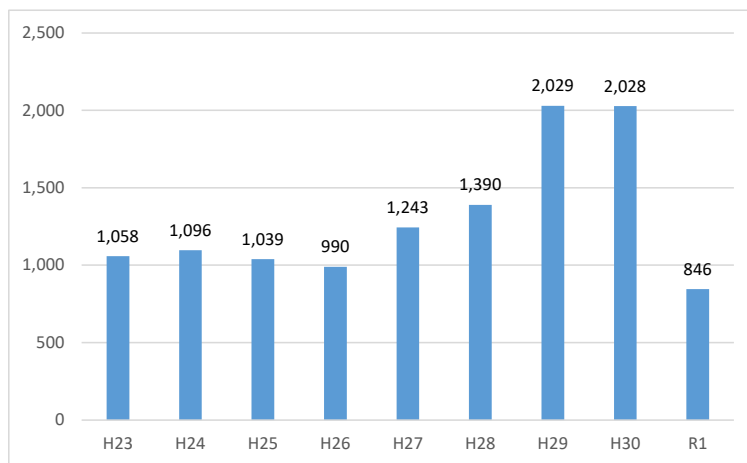


図 水産業生産額（百万円）の推移（市町経済計算を基に作成）

水産業生産額の推移をみると、新型コロナウイルス感染症拡大以前は増加傾向で、平成30（2018）年は平成23（2011）年と比較して2倍近くに増加しています。

一方、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価低迷、度重なる大規模赤潮の発生などによる収益性低下に伴う漁家経営の悪化など極めて厳しい状況が続いています。

2) 農業

水産業の繁栄には、農作物の生産活動を通して育まれる豊かな生態系が密接に関係していま

す。本市でも古くから農業の振興が図られてきました。『松浦農業振興地域整備計画書（松浦市/令和2(2020)年策定）』に記載される本市の重点振興作物は、水稻、施設野菜（メロン、アスパラガス）、露地野菜（ブロッコリー、スナップエンドウ）、果樹（ぶどう、みかん）、葉たばこ、茶、花き・花木、肉用牛です。これらの作物は、水産物とともに、道の駅でも販売されています。

農業生産額をみると、近年はほぼ横ばいで推移しています。

一方、近年、新規就農者の減少、農業従事者の高齢化等が著しく、農村地域の活力の低下が進んでいます。

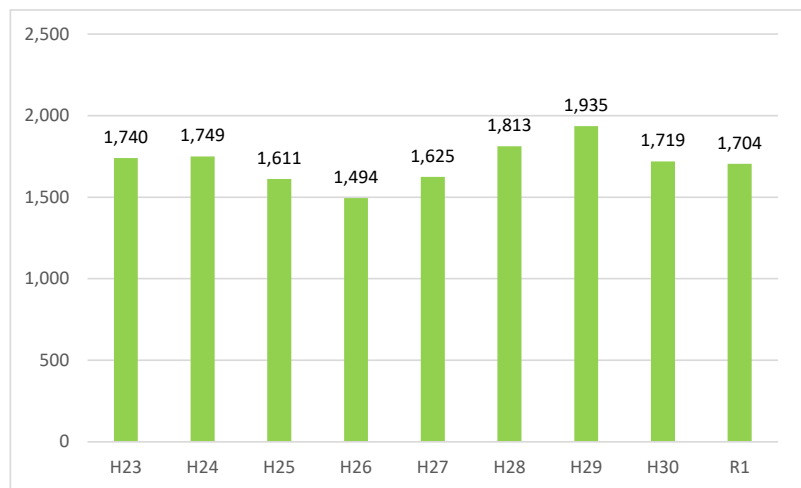


図 農業生産額(百万円)の推移(市町経済計算を基に作成)

3) 林業

本市は、市域面積の半分が森林となっています。森林は、きれいな水や空気を育み、土砂災害などから生命や財産を守り、また、美しい景観を創り出すなどの多面的な機能を有しており、その保全は重要です。本市では、森林整備の促進と森林資源の活用を目的として、平成27(2015)年6月に「松浦市森づくり条例」を制定し、国や県の事業と併せて「松浦市森林環境整備基金」による事業の推進を行っています。

林業生産額をみると、近年はほぼ横ばいで推移しています。

一方、林業(林産物等販売業を含む)も木材価格の低迷や担い手の高齢化、後継者不足等に直面しており、間伐等の作業が十分に実施されていない状況です。

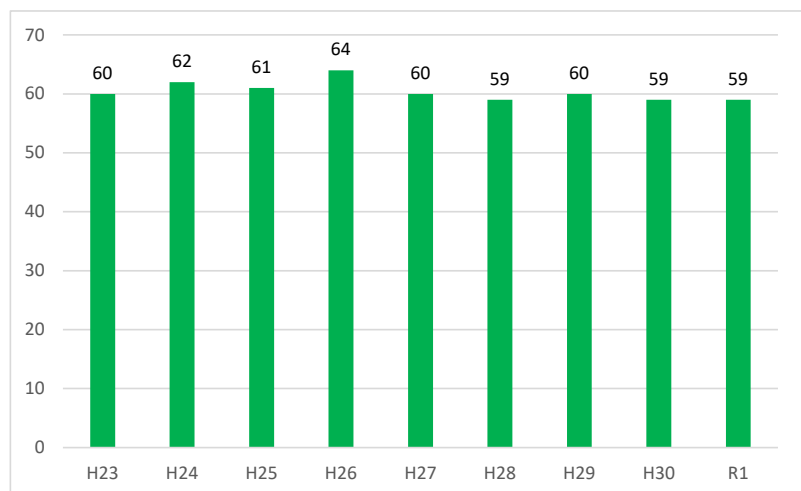


図 林業生産額(百万円)の推移(市町経済計算を基に作成)

4) 工業（製造業を含む）

本市は、炭鉱閉山後、火力発電所や石油ガス備蓄基地等のエネルギー産業や製造業の企業誘致に取り組んできたこともあり、第2次産業の就業人口比率は、昭和60年は30.8%を占めていました。しかし、平成27年には26.5%まで減少しています。

本市では、こうした現状を改善するため、松浦地区に新たな工業団地を整備する等、雇用力のある企業の誘致に取り組んでいます。

5) 商業

第3次産業の就業人口比率は、昭和60(1985)年は41.8%でしたが、平成27(2015)年は57.5%と増加しています。

ただし、第一次産業・第二次産業の就業人口の減少等による就業構造の変化に伴う相対的な割合の増加によるところが大きいと考えられます。

6) 観光業

消費額および観光客数ともに、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度へ増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減少が見込まれています。

他方、本市では、一般社団法人まつうら党交流公社との連携により、「松浦党の里ほんなもん体験」と称して、民家ステイ体験(民泊)に取り組んでいます。民泊の受け入れは、農林水産業の従事者を中心に生業を活かした新しい産業として定着しています。そうした中で体験型修学旅行の受け入れにも積極的に取り組んできました。平成29(2017)年度には、参加者数約2.7万人、学校数156校に及んでいます。

一方、顧客減少や後継者不足により、今後の事業継続が懸念されています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、受け入れ数は大幅に減少しています。

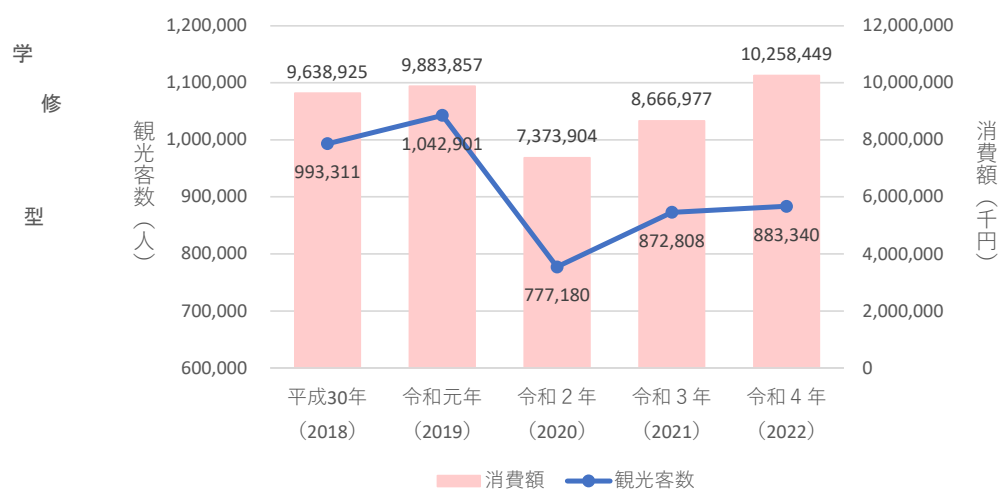


図 消費額と観光客数の推移(市観光データを基に作成)

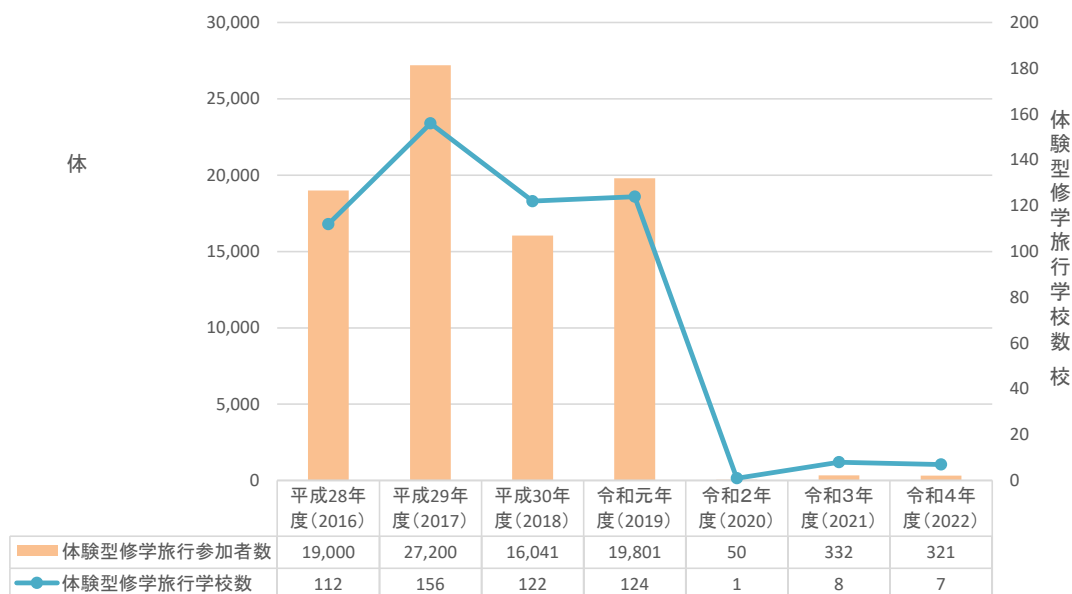


図 体験型修学旅行参加者数(市観光データを基に作成)

●遊覧船

遊覧船は、「一般社団法人まつうら観光物産協会」所有の「つばき号」です。旅客不定期航路事業の国認可を受けています。伊万里湾内を約2時間かけてクルージングする4種類のコースが設定されています。青島を周遊するコース、石炭火力発電所を眺める発電所周遊コース、国史跡鷹島神崎遺跡を横切る鷹島周遊コース、玄海国定公園の美しい島々を巡るいろは島周遊コースです。

乗船は、予約制です。予約にあたって、事前に注文しておけば、海の幸を楽しめる仕出し料理を船内で食べることができます。

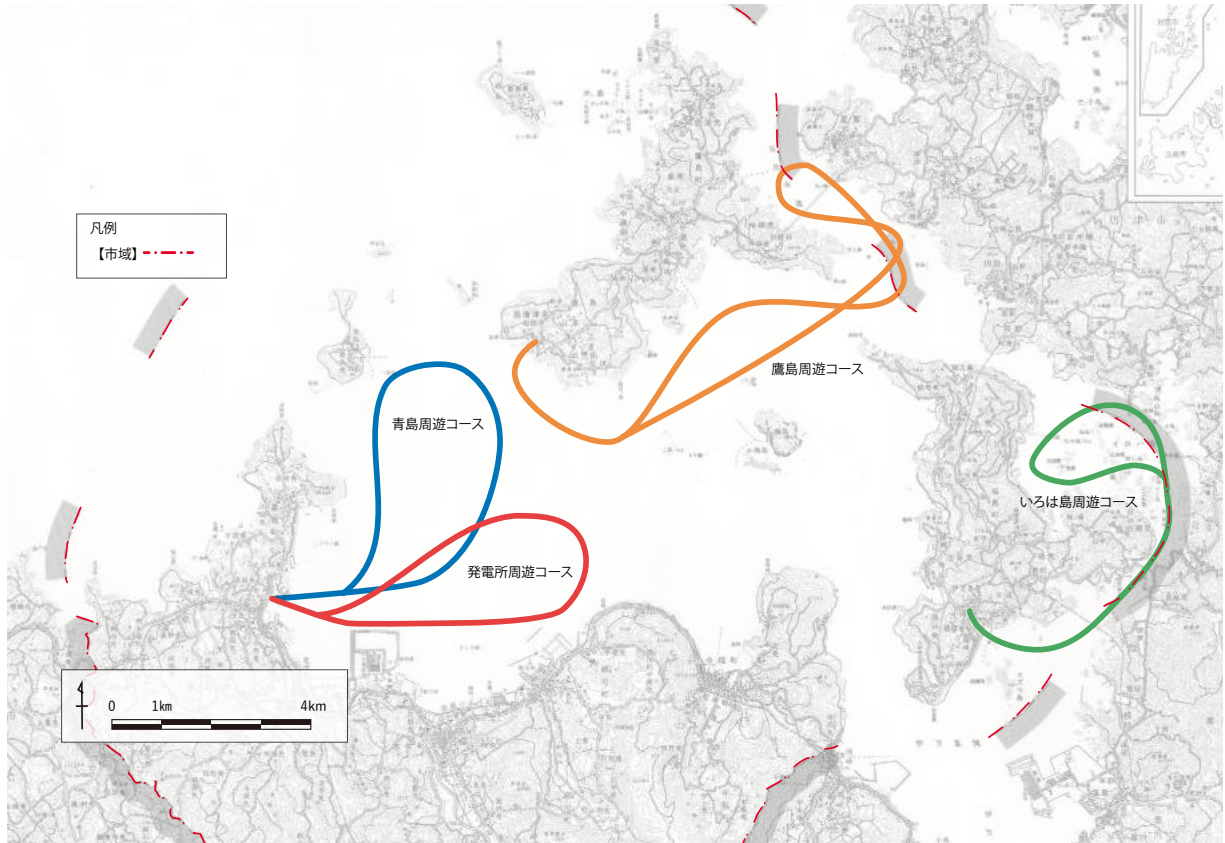


図 遊覧船の周遊コース

●元寇サミット

鷹島海底遺跡が調査を開始し、40周年を迎えたことを記念し、令和2年(2020)11月に元寇サミットを開催しました。この催事は蒙古襲来の歴史を地域振興・活性化につなげるとともに、関係自治体等との交流促進を目的としたものです。本市の他、対馬市、壱岐市が参加し、交流宣言を行いました。

3.歴史的背景

(1)先史(旧石器時代～縄文時代、弥生時代～古墳時代)

1) 旧石器時代～縄文時代

本市における人類の活動の痕跡は旧石器時代にまで遡^{さかのぼ}ります。本市西部に位置する星鹿半島の牟田免付近は黒曜石の産地であり、隣接する伊万里市にも黒曜石の産地として知られる腰岳^{こしだけ}が存在します。石器石材が調達しやすいという地理的状况も相まって、市内には旧石器時代～縄文時代の遺跡が数多く存在します。特に星鹿半島の台地上に旧石器時代の遺跡が集中していますが、「田川^{たがわ}遺跡」(御厨町田代免)など内陸部の台地上や、鷹島、福島、青島など離島部にも遺跡が所在しており、市内の広い範囲で旧石器時代の人類の活動の痕跡が確認できます。なお、旧石器時代は氷河期(最終氷期)にあたり、約2万年前には海水面が今よりも100m程低い位置にありました。伊万里湾の最大水深は56mのため、当時、伊万里湾は存在せず、湾内の島々は本土部と陸続きになっていました。

続く縄文時代は、最終氷期が終わり、温暖化により海水面が上昇していた時期です。伊万里湾内に海水が流入し、現在の海岸線の基礎はこの時期に出来上がりました。当時の海水面の変動を示す遺跡として、「鷹島海底遺跡」(鷹島町)が挙げられます。蒙古襲来^{もうこうしゅうらい}の古戦場として知られる鷹島海底遺跡ですが、水深25mの海底から縄文時代早期(8,000～9,000年前)の土器も出土しています。急激な海面上昇により遺跡が水没したことを示しています。昭和41(1966)年に日米合同調査が行われた「姫神社遺跡」(星鹿町北久保免)やドングリ貯蔵穴^{ちようろうけつ}が確認された「下谷遺跡」(御厨町西木場免)、「平野^{ひらの}遺跡」(福島町塩浜免)などの縄文時代の遺跡は海岸沿いに立地し、出土遺物から人々は狩猟採集とともに漁労^{しゆりようさいしゆ}を営んでいたことがわかっています。松浦の人々は古くから海と関わって生活してきたのです。

2) 弥生時代～古墳時代

弥生時代に入ると、旧石器時代～縄文時代に比べ、確認できる遺跡数が減少します。これは、稲作の受容により河川流域の限られた平野部に人々が集まった結果と捉えられます。市内の代表的な弥生時代の遺跡としては、志佐川流域の「栢^{かや}ノ木遺跡」(志佐町栢木免)や「久保園遺跡」(志佐町里免)、今福川流域の「今福遺跡」(今福町浦免・仏坂免)、「中ノ瀬遺跡」(今福町浦免)などが挙げられます。栢ノ木遺跡では甕棺墓^{かめかんぼ}や石棺墓^{せつかんぼ}と呼ばれる墓が確認され、石棺墓からは中国製の銅鏡やガラス小玉、管玉が出土しています。また、日本に関する中国側の最古の記事である『三国志』魏書東夷伝倭人条^{ぎしよとうい でん わ じん の じょう}(いわゆる「魏志倭人伝」)では松浦地域が「末盧国^{まつろこく}」として言及されています。「一支国」(壱岐島)から海を渡って「末盧国」に着くことや、「末盧国」の人々が漁労^{なりわい}を生業としていたことが記されています。

古墳時代になると、本市でも古墳が造られます。本土部の「小嶋古墳群」(御厨町大崎免)のほか、福島町の「横島古墳」(喜内瀬免)、鷹島町の「薫崎鬼塚古墳」(阿翁浦免)、「宝ヶ峯古墳群」(中通免)など、離島部に多く分布しているのが特徴です。これらの古墳は全て横穴式石室という墓室をもつ小形の円墳で、いずれも海岸部に立地しています。その立地から、これらの古墳を造営した人々は海と深く関わりのある人々、海人集団であったと考えられています。

(2)古代(奈良時代～平安時代)

1) 奈良時代

奈良時代～平安時代については、遺跡から判明することは少ないものの、奈良時代初期に編纂^{へんさん}

されたとされる『肥前国風土記』には「松浦」の地名の由来や郷・里・駅・烽の数、アワビ・サザエ・タイ・海藻などの海産物が豊富であることなどが記されています。松浦地方は、「松浦郡」として記述されていますが、ここでいう「松浦郡」は、現在の佐賀県唐津市から伊万里市、長崎県松浦市、平戸市、五島列島までを含む、玄界灘沿岸の広い地域を指しています。「松浦郡」の郡衙(当時の役所)の所在地については確定していませんが、唐津市の松浦川付近が有力視されています。また、『続日本紀』の宝亀6(775)年の記事には、松浦郡の川部酒麻呂という人物が遣唐使船の第4船の舵取りを担当していたことが記されています。彼は遣唐使の帰路、船を失火から守り切り、無事帰国させています。その功績を買われ、外従五位下という官位を与えられています。松浦郡の人々が関西との間を往復していた船は「松浦船」と呼ばれていたようで、『万葉集』に「松浦船」について詠まれた歌が残されていることから、松浦市周辺において海や河川を生業の場とする人々が生活していたことが伺えます。

2) 平安時代

遣唐使は平安時代も引き続き派遣されますが、松浦郡の人々は平安時代においても遣唐使船の水夫として活躍していたものと思われます。11世紀の末頃になると、松浦郡一帯には「宇野御厨」が設定されます。御厨は本来、皇室や伊勢神宮などの有力な神社に食材などを貢納する場所を指しますが、宇野御厨は大宰府(7世紀後半に置かれた、九州の行政・司法を所管する役所)の食料を確保するために置かれました。

松浦の人々は主に海産物を納めていたものと考えられます。また、宇野御厨は御厨牛と呼ばれる牛を産する場所としても知られ、牛車を引く牛として都の貴族に珍重されました。

平安時代の末期になると、「松浦党」と呼ばれる武士団が現れます。彼らは松浦水軍とも呼ばれ、源平合戦では平家方の水軍として活動しています。当時、九州は平家の勢力圏内であり、松浦党は日宋貿易を通じた関係があったため、平家方に与しました。『平家物語』では、壇ノ浦の戦い(元暦2(1185)年)に兵船300余艘を率いて参戦したことが記されています。また、彼らは源姓でかつ一字名(久、直、持など)を名乗るのが特徴です。

松浦党一族の出自については諸説ありますが、江戸時代に平戸藩で編纂された『松浦家世伝』によれば、嵯峨天皇の第18皇子である「融」が皇族から臣下として降った際に、「源」の姓を賜り、さらに「融」から数えて8代目にあたる「源久」が延久元(1069)年、宇野御厨検校(検校とは荘園などの監督職のこと)として摂津国(現在の大阪府から兵庫県の一部)から松浦に下り、「松浦」姓を名乗ったのが始まりとされています。源久が松浦で最初に降り立った浜が「ぎぎが浜」であり、案内された神社が現在の今福神社、そして松浦の地を見渡せる今福の山の上に築いた山城が「梶谷城」(県指定史跡)と伝えられています。久は後に息子らに領地を分け与え、彼らはその領地の地名(御厨・波多・石志・神田・佐志など)を姓として名乗ることとなります。その後も彼らは代々子孫に領地を分け与え、おのおのその地名を姓としました(有田・大河野・峯・山代・八並・値賀など)。こうして、合議的結合体と言われる松浦党が出来上がりました。

一方、藤原実資(公家。右大臣も務めた)の日記である『小右記』長和5(1016)年の記事に、「肥前守源聞」の名が、寛仁3(1019)年の記事には「刀伊の入寇」(女真族が対馬・壱岐・北部九州沿岸を襲った事件)の際に活躍した人物として、「前肥前介源知」の名が見えます。「肥前守」、「肥前介」という国司(地方行政官)の役職についていることから、彼らが松浦氏の祖ではないかとする向きもあります。また、松浦『党』という呼称は、多分に蔑視観を含んだ呼び方で、当時の中央、つまり京都の人々からすれば、実態が判然としない武士であり、自らを「松浦党」と称したわけではないことには注意を要します。

(3) 中世(鎌倉時代～戦国時代)

1) 鎌倉時代

壇ノ浦の戦い後、鎌倉幕府は平家方の有力豪族らを処分しましたが、小領主の連合体である松浦党の人々はとくに処分を受けることはありませんでした。松浦清、山代圀、峯披ら松浦党の兄弟(久の孫の世代にあたる)は、領地の承認を求め、鎌倉へと出向いています。以後、松浦党一族は地頭御家人として鎌倉幕府に仕えることとなります。

松浦党の人々はいわゆる「倭寇」^{わこう}として海賊行為も行っていたようで、藤原定家(公家。歌人。『新古今和歌集』、『新勅撰和歌集』の編纂に携わった)の日記である『明月記』嘉禄2(1226)年10月の記事に「鎮西の凶党《松浦党と号す》、数十艘の兵船を構え、彼の国の別嶋に行き合戦す。民家を滅亡し、資材を掠め取る《行き向かう所、半分ばかり殺害され、その残り、銀器等を盗み取り帰り来る云々》。」とあります。ここで言う「彼の国」は当時朝鮮半島を支配していた高麗^{こうらい}のことで、松浦党の海賊行為が京都の朝廷にまで伝えられていたことが分かります。これは初期倭寇の活動の一例で、他に高麗船の略奪、高麗沿岸部の島を襲撃するという事件を起こした記録が残っています。

鎌倉時代の半ば、中世日本を揺るがす一大事件が起こります。「蒙古襲来(元寇)」です。「蒙古襲来」は文永11(1274)年と弘安4(1281)年の2度に亘り、1度目の文永の役では軍船900艘、約4万人、2度目の弘安の役では軍船4,400艘、14万人の大軍が日本に押し寄せ、対馬、壱岐、松浦、博多がおもな戦場となりました。文永の役では、対馬、壱岐が襲われたのち、松浦地方にも元軍が襲来したようで、鎌倉時代末に成立した『八幡愚童訓』^{はちまんぐどうくん}には、「平戸・能古・鷹島辺の男女多く捕らわる、松浦党敗北す」とあります。住民らは捕虜となり、松浦党も応戦したものの、数百人が討たれてしまったようです。そののち、元軍は博多に向かい、博多を守る武士と戦闘になりますが、短期間で撤退しています。

続く弘安の役では、再び対馬、壱岐が襲撃され、博多、壱岐での戦いの後、元軍は伊万里湾に集結しました。伊万里湾に停泊した元軍と鎌倉武士の間で海上戦が行われており(御厨海上合戦)、『蒙古襲来絵詞』には御厨、鷹島の名が見えます。そのような中、旧暦7月30日の夜半から翌閏7月1日にかけて暴風雨が吹き荒れ、元軍の船団は壊滅しました。この情報を得た武士は鷹島へ渡り、生き残った元軍を相手に1週間に及ぶ残敵掃討戦を行っています。鷹島南岸に広がる「鷹島海底遺跡・国史跡鷹島神崎遺跡」は弘安4年旧暦閏7月1日の暴風雨により元軍が壊滅した史実を示す貴重な水中遺跡です。また、戦場になった鷹島町や星鹿町には、蒙古襲来に関連する伝承地や地名が多く残されています。この一連の戦いでは、松浦党の人々も果敢に戦っており、彼らの軍功を示す文書が多く残されています。

「蒙古襲来」という一大事件後、日本と元は政治的には敵対関係にありましたが、民間貿易は活発に行われており、日本国内には陶磁器などの輸入品が流通しています(日元貿易)。「倭階田遺跡」(志佐町白浜免)からは多量の中国産、朝鮮半島産の陶磁器が出土しており、「蒙古襲来」で多大な被害を受けたにも関わらず、海外貿易に活躍した松浦党の存在が伺えます。

2) 南北朝時代～室町時代

元弘元(1331)年、後醍醐天皇の挙兵に始まる「元弘の乱」により、鎌倉幕府が滅亡し、後醍醐天皇の建武の新政が始まりますが、それも数年で崩壊すると、日本は南北朝の動乱の時代を迎えます。南北両朝は激しい合戦を繰り返しますが、松浦党諸氏もこの動乱に巻き込まれました。松浦党諸氏含め、九州の武士はある時は北朝方、ある時は南朝方につくなど、その時々によって領地や自身の利益を保証してくれる勢力に味方し、生き残りをかけて戦いました。

一方、中国大陸では元王朝が倒れ、明王朝が建国(1368年)されます。室町幕府は明との貿易(日明貿易)を開始しますが、その遣明船の警護には松浦党があたりました。玄界灘を知り尽くした松

浦党は室町幕府から重用されていたようです。松浦党諸氏は遣明船の警護にあたる一方、倭寇としても活動していました。正平5(1350)年以降、倭寇の活動が活発化します。これを前期倭寇と言い、1471年に朝鮮王朝の申淑舟シンシュクシュウ あらわが著した『海東諸国紀』かいとうしよこくきには、前朝(高麗王朝)末期の朝鮮半島沿岸を襲ったのは、上松浦・下松浦・壱岐・対馬の人々である、と記録されています。朝鮮半島の人々からは松浦地域が倭寇の根拠地の一つであると見られていました。この前期倭寇の影響は大きく、高麗滅亡の要因の一つに数えられます。

また、この時期、松浦党の内部構造にも大きな変化が起こります。前に述べたように、当初は血縁集団であった松浦党ですが、南北朝時代に入ると、それまで松浦党とは血縁関係のなかった武士が、松浦姓を名乗るようになります。五島の青方氏や的山大島の大島氏などがその一例です。当初は血縁集団であった松浦党は次第に地縁集団として、拡大していきました。こうした党員の増加により、松浦党は上松浦党と下松浦党の2つに分かれました。上松浦は現在の東・西松浦郡、下松浦は南・北松浦郡にあたります。今一つ注意すべきは、松浦党には明確なリーダーが認められないことです。彼らは強力なリーダーの下にまとまっていたわけではなく、「松浦党」という集団の下に参画していました。このことを示すように、下松浦党では国人一揆こくじんいっきという一種の連合が結ばれます。この一揆に関して、応安6(1373)年おうあんから永享8(1436)年えいきやうまでの63年間に合計9通の一揆契諾状、いわば契約書が作られます。応安6年の契諾状は、①非常時の際は一味同心し、一緒に戦功にはげむこと、②メンバー間において土地や合戦についてもめ事が起こった場合は話し合いをし、多数決で決着をつけること、③メンバー間で裁判が起こった際は、血縁関係の有無によらず、理にかなった意見を言うべき、④多数決の決定に背いた場合はメンバーから追放する、⑤家来が狼藉を受けた場合でも、多数決の決定を待たずに勝手に仕返しをしてはならない、という内容となっています。なお、南北朝の争乱が終結すると、一揆は結ばれなくなっていきます。

3) 戦国時代～安土桃山時代

応仁元(1467)年、室町幕府内の勢力争い、足利将軍家の後継者問題等に端を発した応仁の乱から、日本は戦国時代へと突入、全国各地に戦国大名が台頭することとなります。先の南北朝～室町時代に松浦では一族の対等・平等を基本として結束してきましたが、戦乱の中、上松浦党では波多氏が、下松浦党では平戸松浦氏、宇久氏(後の五島氏)が台頭します。下松浦党の平戸松浦氏は、次第に戦国大名として大きな力を持つようになっていきます。平戸松浦氏は有馬氏や大村氏、他の松浦党一族らと争うこととなります。松浦党一族の争いを制し、平戸・北松浦半島・壱岐にまで所領を広げた平戸松浦氏と有馬氏、大村氏の間で戦いが続きますが、天正15(1587)年の豊臣秀吉の九州平定により争いは終結しました。翌天正16(1588)年、秀吉は海賊衆に対して海賊行為をやめよう海賊停止令を出しています。倭寇の拠点である松浦地域を治めていた平戸松浦氏にも出されており、領主である松浦鎮信宛ての文書が残されています。

天下人となった秀吉は、次に朝鮮半島、中国大陆へと目を向けます。その侵攻拠点として築城したのが肥前名護屋城なごや(佐賀県唐津市)でした。天正19(1591)年、秀吉は平戸松浦氏当主であった松浦鎮信に壱岐勝本城の築城を命じています。また、この頃、梶谷城は部分的に修築がなされたようです。文禄・慶長の役の際の出城として用いられたものと考えられます。鎮信は小西行長率いる第1軍に所属し出陣することとなり、その軍勢には今福にあった宗家松浦氏の松浦定も加わっています。出陣に際し、蒙古襲来の戦勝祝いに始まるとされる鷹島の島踊りが秀吉の前で披露されています。定は朝鮮半島で戦死し、これに伴い宗家松浦領の今福は平戸松浦氏領となりました。今福町東免には文禄の役で戦死した松浦定とその家臣の供養塔があり、県指定史跡となっています。この戦いが松浦党の水軍としての最後の戦いとなりました。上松浦党の波多氏は文禄の役の中である文禄2

(1593)年、秀吉により領地が取り上げられ、その領地は秀吉の側近、寺沢広高に宛がわれています。なお、この戦いに際し、志佐純高が淀姫神社に必勝を祈願したことが、淀姫神社の秋の例大祭で行われる流鏑馬神事の起源であるという説があります。

(4) 近世(江戸時代)

慶長5(1600)年、関ヶ原の戦いがあります。各大名家は徳川方の東軍と豊臣方の西軍に分かれることとなりました。平戸松浦氏と五島氏は、一度は豊臣方に付こうとするも、大村氏と相談し、最終的には徳川方についています。関ヶ原の戦いを制した徳川家康は慶長8(1603)年、江戸幕府を開き、以降、幕藩体制が確立することとなります。平戸松浦氏はこれまでの領地を認められ、平戸藩6万3,000石の外様大名として存続しました。寛文4年(1664)年には、文禄の役において戦死した松浦定の孫である松浦信貞が松浦領内で1,500石を与えられ、旗本になります。なお、この所領も寛政2(1790)年には平戸藩に委任されています。

『慶長国絵図』および慶長9(1604)年の『平戸領惣目録』には、志佐、御厨、調川、今福などの村名が記されています。近世の市域は、平戸藩領の御厨村と星鹿村、旗本松浦領の今福村があり、そして元禄元(1688)年に平戸藩5代藩主松浦棟が家督を継いだ際、弟の松浦昌に分地した志佐村と調川村に分けられます。海岸部の主要な村々は、御厨街道が通り、調川村などには一里塚が置かれていました。文化10(1813)年の伊能忠敬の測量隊の一行もこの道を利用しています。また、御厨街道の様子は、『御道 中図會(※図は旧字体)』にも描かれています。御厨街道は、一部を除き、今も歩くことができます。また、『慶長国絵図』などを見ると、海上に航路を示す赤い線が描かれており、人々は街道だけでなく海路も日常的に利用していました。明暦2(1656)年の『田方帳 抜書』には、星鹿浦や御厨浦などの浦(港)も記されています。

松浦地方では江戸時代にも石炭が産出されており、宝暦年間(1751～1764年)に調川産の石炭が星鹿などの浦から回漕されていた記録が残されています。『福島町郷土誌』によれば、明治時代以前から石炭層があることが知られており、福島町の里や大山では家庭用燃料として煮干しの釜炊きなどに使われていたようです。

江戸時代、松浦市近隣では有田焼や三河内焼などの生産が盛んとなりますが、松浦市内には調川中里窯址(調川町下免)及び皿山窯址(志佐町白浜免)の2箇所のみが確認されています。調川中里窯では江戸時代末期から短期間焼いていましたが窯址には戦後住宅が建てられ痕跡が残っていません。一方、皿山窯址では焼成室を5つ持つ連房式登窯と炭窯が確認されており、磁器や窯道具が出土しています。その操業年代については文献史料に乏しく、はっきりしませんが、18世紀末期と考えられています。

市内には新田という地名が散見されますが、これらの多くは江戸時代から明治時代の初期にかけて干拓工事が行われた場所です。この干拓工事に関する伝承として、今福町東免にある人柱観音供養塔にまつわる「丹後の人柱」や星鹿町青島の「長者と河太郎」などの民話が残されています。

(5) 近現代

1) 明治時代～戦前

安政7(1860)年、桜田門外の変がおこり、日本は幕末～維新の動乱期に入ります。この時、平戸松浦氏は尊王攘夷派として動いており、慶応3(1867)年の鳥羽伏見の戦いにも討幕派として参戦しています。戊辰戦争に際しては、政府の命令で奥羽出兵を行っています。明治2(1869)年、版籍奉還により、平戸藩主であった松浦詮は、平戸藩知事となりますが、明治4(1871)年7月に廃藩置県が実施され、平戸藩は平戸県と改称、詮は藩知事職を解任されることとなります。さらに同年11月、平戸

県は島原県、福江県、大村県とともに長崎県と合併しました。以降、現在の松浦市域は長崎県の行政区画に組み込まれ、現在まで続くこととなります。明治5(1872)年には区制が布かれ、御厨及び星鹿地域は田平区(平戸市田平町)に属することもありましたが、翌年以降の区制改正(大区・小区の

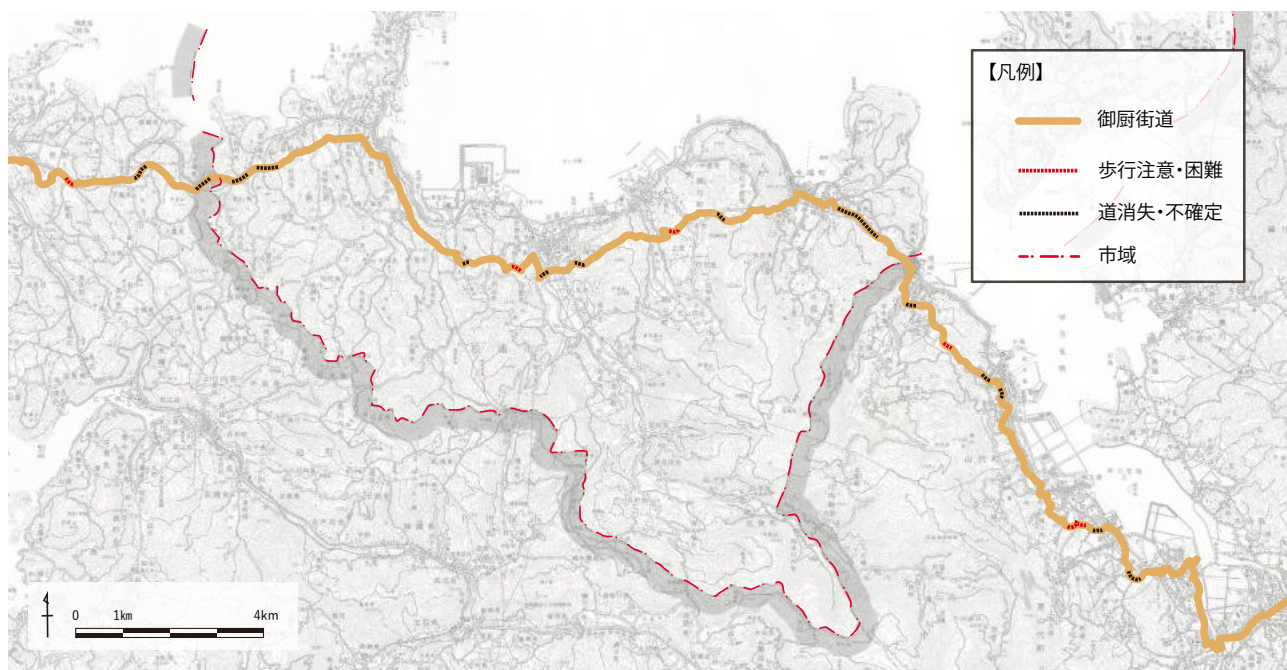
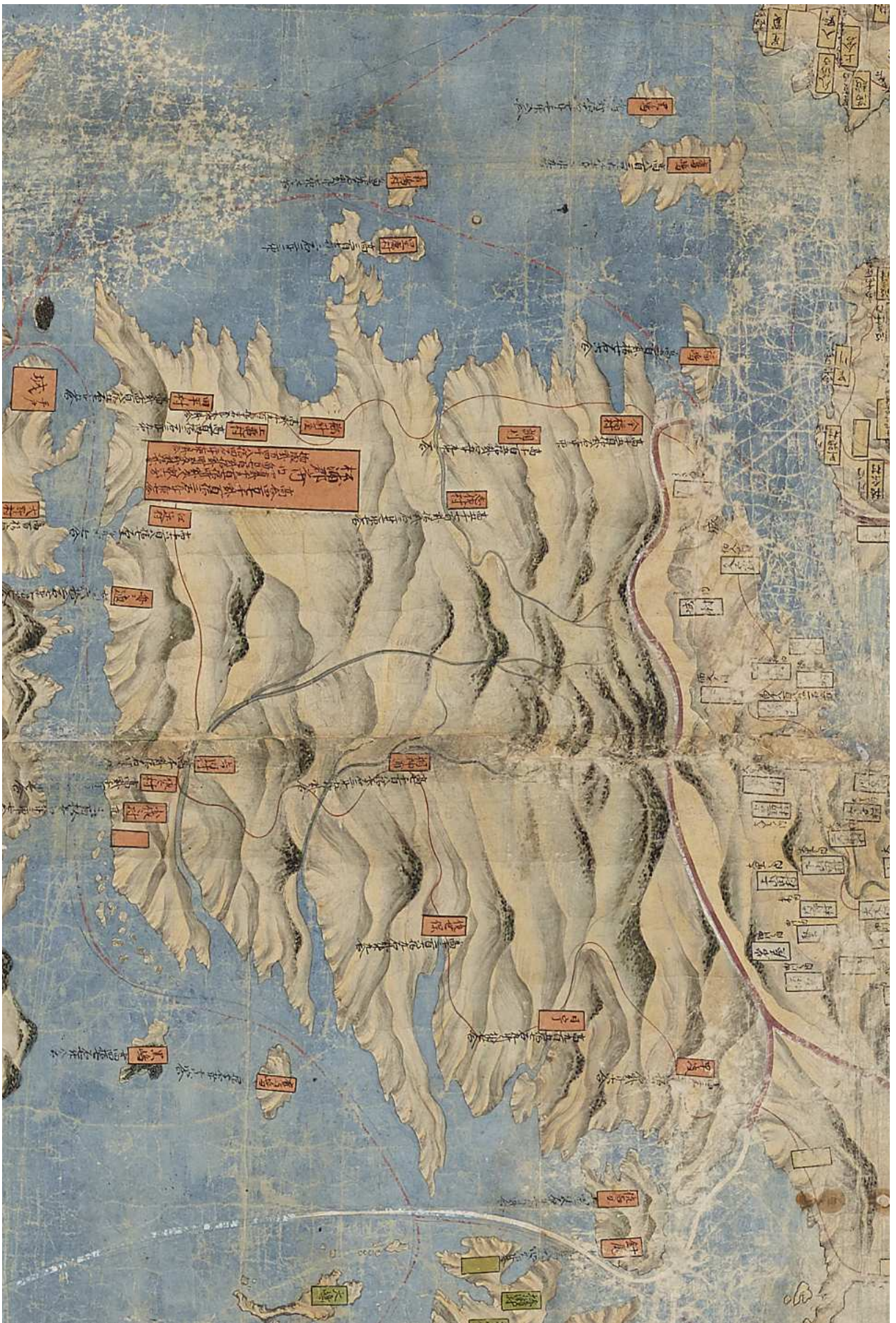


図 御厨街道



伊能忠敬 実測地図 下河辺政五郎等作 江戸時代 文政4(1821)年(松浦史料博物館蔵)



慶長国絵図（松浦史料博物館蔵）

配置)により、現在の松浦市域は御厨・星鹿地域の22大区と、志佐・調川・今福・福島・鷹島地域の23大区に分けられました。明治11(1878)年には「郡区町村編制法」により、古代から続いてきた松浦郡は東西南北に分割され、現松浦市域を含む北松浦郡の郡役所は平戸村に置かれます。これを機に、区政で小区と位置付けられていた各村は郡長監督下で村制を施行しました。明治22(1889)年4月の町村制施行により、市域には御厨村、星鹿村、上志佐村、志佐村、調川村、今福村、福島村、鷹島村が成立しました。なお、郡制は大正12(1923)年に廃止され、単なる行政区画名として郡名が残っています。

明治時代以降における長崎県の主要産業として石炭産業が挙げられます。松浦市域には北松炭田が存在していました。ただし、北松炭田は広範囲に埋蔵されているものの、炭層が薄く、小規模な炭鉱がほとんどでした。石炭採掘について、長崎県『第五課事務簿鉱山之部』によると、明治26(1893)年には今福地区24箇所、調川地区8箇所、志佐地区11箇所、御厨地区2箇所の採炭鉱区がありました。同28(1895)年の採掘鉱区は76箇所(うち試掘25箇所)にまで増え、昭和14(1939)年には今福町内で炭鉱が相次いで開かれています。また、『福島町郷土誌』によれば、福島地区にも明治22(1889)年に1鉱区の届出があり、大正6(1917)年には15箇所(うち試掘6箇所)に増え、昭和10(1935)年以降は福島炭鉱、徳義炭鉱、鯛之鼻炭鉱といった経営規模が大きい炭鉱が長く操業していました。

国鉄九州総局資料によると、市内を通る松浦線は伊万里側から延びる伊万里線として整備がはじまり、昭和10(1935)年には伊万里-平戸口間(航路)が開通しています。詳しく見ていくと、昭和5(1930)年に伊万里-今福間(航路、14.5km)、昭和8(1933)年に今福-志佐(松浦)間(航路、8.1km)、昭和10(1935)年に志佐(松浦)-平戸口間(航路、15.6km)が開通しています。また、昭和20(1945)年に伊万里線と佐世保側からの松浦線が接続し、有田-伊万里-佐世保間(航路)が松浦線に改称されています。この接続により既設の佐世保線と伊万里線で結ばれる環状線が完成しています。

2) 戦後

昭和18(1943)年に陸軍船舶隊の根拠地に指定されていた新御厨港は、同25(1950)年には石炭積出港として活用されていました。今福、調川、福島の港も石炭積出港としての役割を果たしていました。炭坑で働く人々でまちは賑わい、昭和35(1960)年には人口のピークを迎えました。しかし、同47(1972)年の中興鉱業福島炭鉱を最後に全ての炭鉱が閉山しました。

閉山後、市は産業開発と工業誘致を積極的に進め、様々な企業誘致に実績を挙げてきました。昭和44(1969)年に本市への誘致企業第1号として、株式会社エミネントスラックス(本社:大阪府)が進出したことをきっかけに、縫製や紡績に関わる企業が立地しました。昭和52(1977)年には、九州液化瓦斯福島基地株式会社が設立され、LPガス輸入基地受入に向けて動き出し、昭和58(1983)年操業開始しました。さらに、LPガス国家備蓄基地の誘致にも取り組み、平成17(2005)年に福島石油ガス備蓄基地が完成しました。エネルギー産業としては、火力発電所の誘致にも取り組んできました。昭和52(1977)年、九州電力と電源開発から石炭専焼の火力発電所建設の申し入れがあり、石炭積出港であった黒潮港(志佐町白浜免)周辺に両社が石炭専焼火力発電所を建設しました。さらに整備が進み、平成9年(1997)年に電源開発2号機、令和元(2019)年に九州電力2号機が運転を開始しました。地元雇用、宿泊施設や飲食店の利用などで、まちの活気につながっています。

昭和54(1979)年には、石炭積出港として機能していた調川港が、日本遠洋旋網漁業協同組合所属の大中型旋網漁業、イカ釣り漁業などの集荷基地として再整備されました。また、本市が開設者となり、松浦市地方卸売市場松浦魚市場も開設されています。